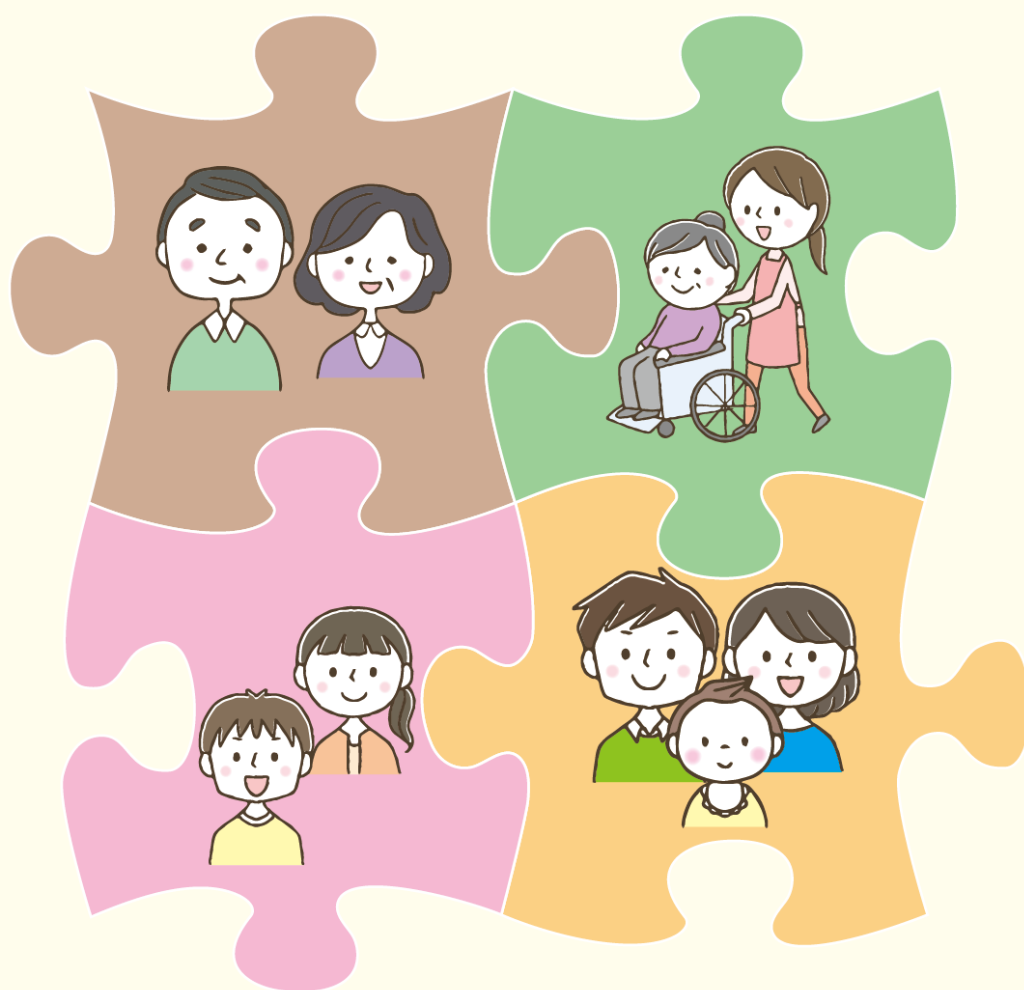




第2次 蟹江町 地域福祉計画。 地域福祉活動計画



令和2年度～令和7年度
(2020) (2025)



第2次蟹江町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

**令和2年度 ～ 令和7年度
(2020) (2025)**

つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ

ごあいさつ



近年、少子高齢化や核家族化の進展、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、家庭や地域でお互いを支え合う機能の低下が進んでいます。また、制度や分野をまたがる複合的な課題、制度の狭間にある課題など、地域の課題は多様化・複雑化の様相を深めています。

また、地震、台風等の自然災害の発生により、地域の絆や地域力強化がますます重要となってきました。

本町では、平成 27 年に策定した「蟹江町地域福祉計画」と「蟹江町地域福祉活動計画」の計画期間が終了することから、関連計画と整合を図りながら、地域福祉を取り巻く変化や現状を踏まえ、地域福祉をさらに推進するため、「第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定いたしました。

本計画の各種施策や取り組みを着実に進め、町民の皆さまが地域の中でつながりあい、幸せに暮らしていけるまちづくりに取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、アンケート調査や地域福祉懇談会にご協力いただきました町民の皆さまを始め、貴重なご意見やご提案をいただきました策定委員会委員の皆さま並びに関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

蟹江町長 横江淳一

ごあいさつ



今日の私たちを取り巻く環境は、少子高齢・人口減少社会を迎え、社会経済情勢や地域社会の構造の変化に伴う多種多様な福祉課題が生じています。

このような状況の中、蟹江町社会福祉協議会では地域福祉の拠点として、誰もが役割を持ち、お互いに支え合い、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる地域を目指して、さまざまな事業に取り組んできました。

このたび、地域福祉懇談会や団体ヒアリング、住民アンケートなどで寄せられた地域の皆さまの意見をもとに「蟹江町地域福祉（活動）計画」を策定しました。本計画は、令和2年度からの6年間の地域福祉推進の基本的な方向性を示したもので、私たち社会福祉協議会の活動の指針となるものです。

「つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ」という基本理念を掲げ、地域の皆さまと共に地域福祉を推進してまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いします。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケートや地域福祉懇談会にご協力いただきました町民の皆さまを始め、多大なご尽力をいただきました策定委員会委員の皆さま並びに関係者の皆さまに心より感謝を申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会会長 飯田敦義



目 次



I 計画策定にあたって

1 計画の基本的な考え方	1
1-1 地域福祉とは	1
1-2 地域福祉を進めるための考え方	1
1-3 地域福祉を進める上での蟹江町の地域の捉え方	2
2 計画の位置づけ	3
2-1 地域福祉計画の位置づけ	3
2-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性	3
2-3 その他の計画との関係	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	5

II 計画の基本的な考え方

1 計画の体系	7
2 基本理念	8
3 基本目標	9
4 重点的な取り組み	10
4-1 多世代交流の推進	10
4-2 地域福祉推進体制の整備 地域におけるコーディネート体制の強化	11
4-3 意見交換の機会づくり	13
4-3 権利を守る支援策の充実	14

III 施策の展開

1 地域福祉を進める意識を高める	17
2 地域福祉を進めるしくみをつくる	20
3 地域福祉の担い手を育てる	25
4 安心して生活できる地域の環境をつくる	30

IV 地区別の地域福祉の現状

1 学区の概況	35
蟹江小学校区	36
舟入小学校区	38
須西小学校区	40
新蟹江小学校区	42
学戸小学校区	44

V 計画の推進

1 計画の周知・啓発	47
2 計画の推進と評価	47

資料編

1 第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	49
2 第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	50
3 蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会設置要綱	51
4 計画の策定経緯	53
5 地域福祉懇談会での意見	54
6 蟹江町の人口等	60
7 住民アンケート調査結果（抜粋）	65
8 社会福祉法（抜粋）	75



I 計画策定にあたって





I 計画策定にあたって

1 計画の基本的な考え方



1-1 地域福祉とは

本計画がめざす「地域福祉」とは、地域で生活するすべての人が安心して生活できる地域をつくることを意味しています。

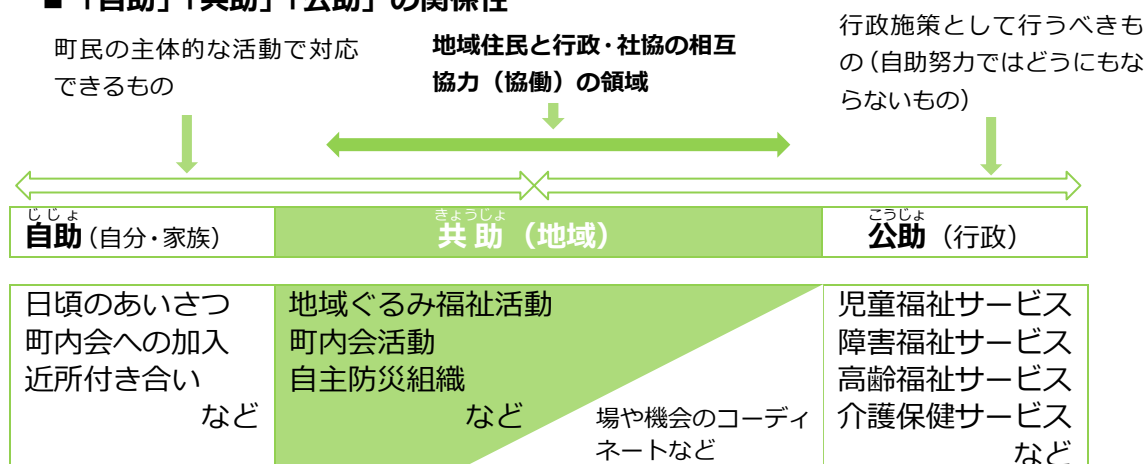
安心して生活できる地域とは、社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが生活する上での困りごと等があっても、地域で役割を持ちながらお互いにささえあい、助け合って課題を解決できる地域です。地域住民や社会福祉関係者が互いに協力して地域の課題の解決に取り組むしくみを、地域のみんなで作っていくことが大切です。

1-2 地域福祉を進めるための考え方

今日、地域の課題や人々の困りごとは多岐にわたります。地域福祉の推進には、公的な福祉サービスによる支援（**公助**）だけでなく、自分でできることは自分ですること（**自助**）、近隣の住民や地域の人々が協力して問題解決に取り組むこと（**共助**）をあわせて進めていくことが必要とされています。そのため、地域福祉では、“支援する側”と“支援される側”のいずれかに属するという考え方ではなく、困った時や必要な時には支援を受け、支援できる時には支援する側に回るという考え方が大切です。

また、地域福祉の推進には、実際に地域の課題を把握して様々な活動につなげていくネットワークが各地域に必要となります。住民1人ひとりを地域福祉の推進主体としながら、地域における推進体制を明確にして、地域福祉を推進することをめざしていきます。

■「自助」「共助」「公助」の関係性



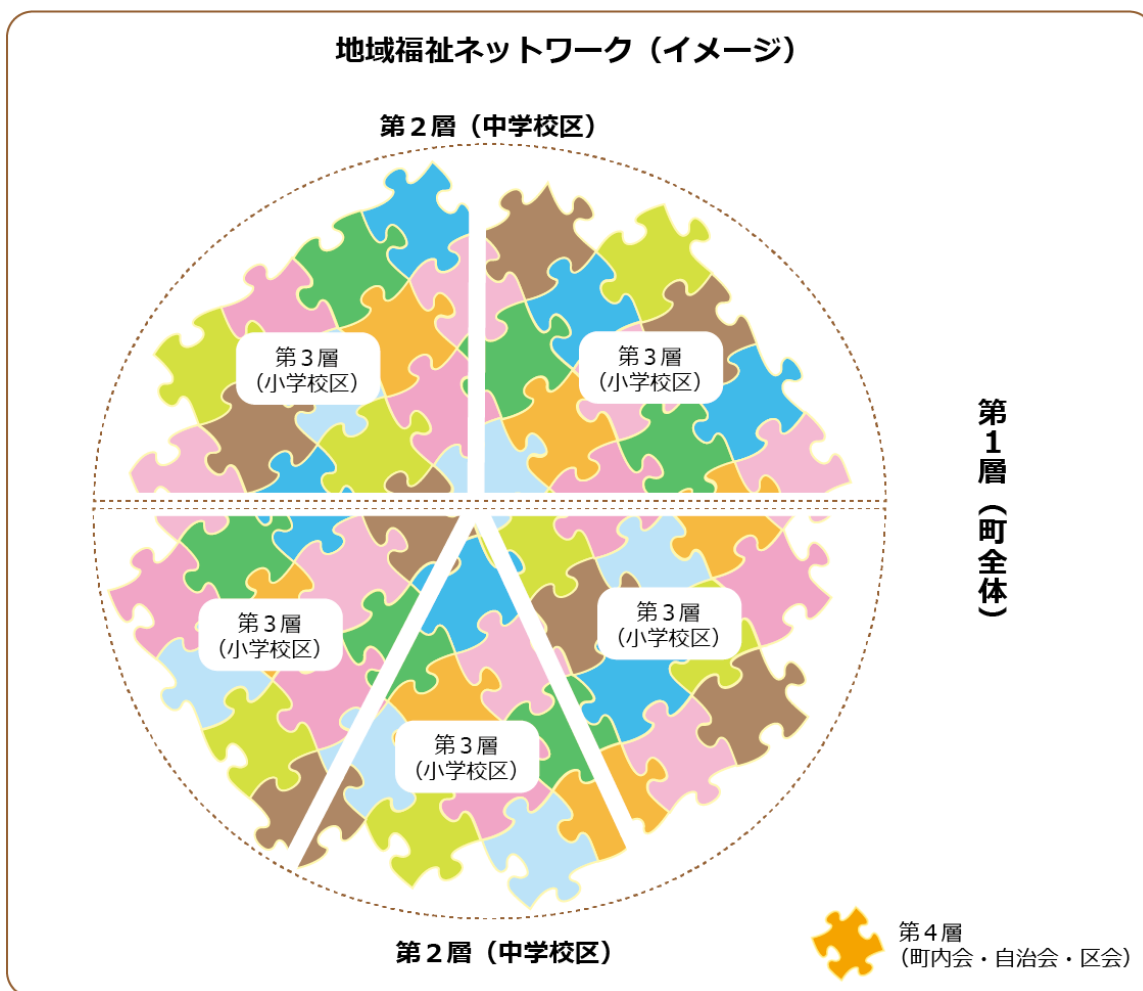
1－3 地域福祉を進める上での蟹江町の地域の捉え方

本町には、小学校区や中学校区、高齢者の相談を受ける地域包括支援センターの区域や高齢者福祉における「日常生活圏域」など、様々な地域の範囲があります。

そのため、以下に地域福祉を推進するネットワークを考える上での「地域」の捉え方を整理します。

本計画において「地域」とは、扱う課題や場面等に応じて、大きくは「町全体」から、最も小さい「町内会」までの4階層で捉えます。「町全体」を第1層、「中学校区」を第2層、「小学校区」を第3層、「町内会単位」を第4層と位置付け、最も効果を発揮する範囲で取り組みを行っていくことが重要です。

※具体的な取り組みについてはP11を参照





I 計画策定にあたって

2 計画の位置づけ



2-1 地域福祉計画の位置づけ

①社会福祉法に基づく「市町村地域福祉計画」

本計画は、社会福祉法第 107 条（P75 参照）の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として、地域福祉の推進に関する事項をまとめた計画です。

また、本計画の一部は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 23 条に基づく「成年後見制度利用促進計画」としての位置づけを持つ計画です。（P14、15 参照）

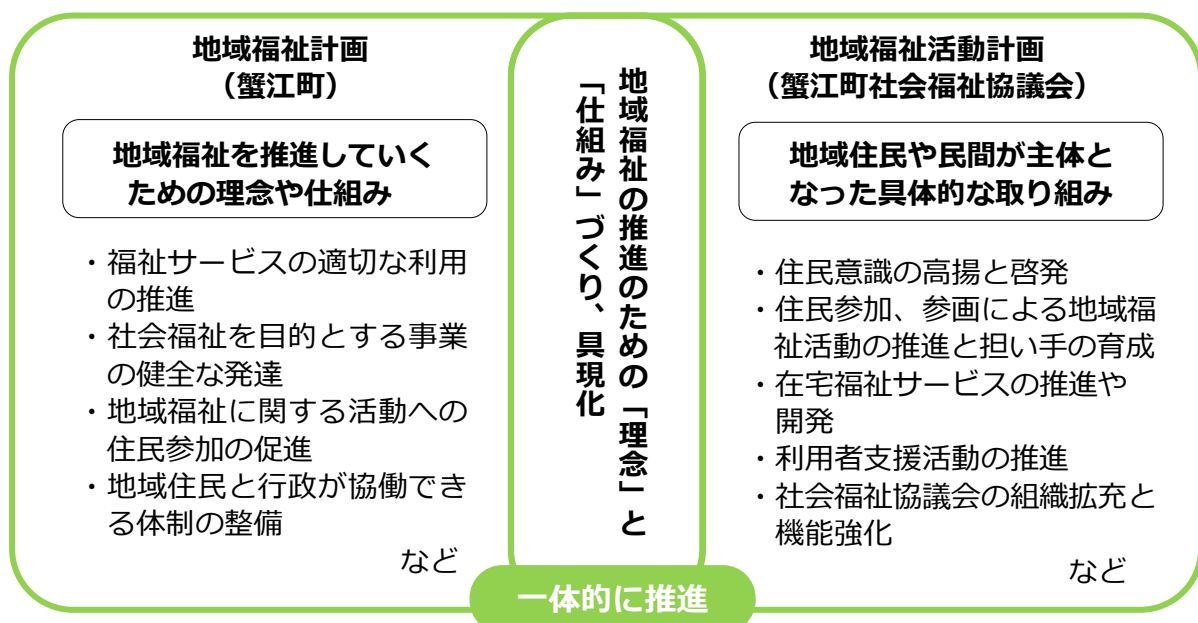
②町民の意見を踏まえた計画

本計画は、策定委員会をはじめ、住民アンケート調査、住民参加型会議「地域福祉懇談会」、団体アンケート調査などを通じて町民の意見を踏まえて策定しました。

2-2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性

本町の地域福祉を推進するために、町では「地域福祉計画」を、社会福祉協議会は「地域福祉活動計画」を策定しています。「地域福祉計画」は町としての地域福祉の「理念」と「しくみ」をつくる計画で、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」の理念やしくみをもとに、具体的な活動内容を考える計画となります。

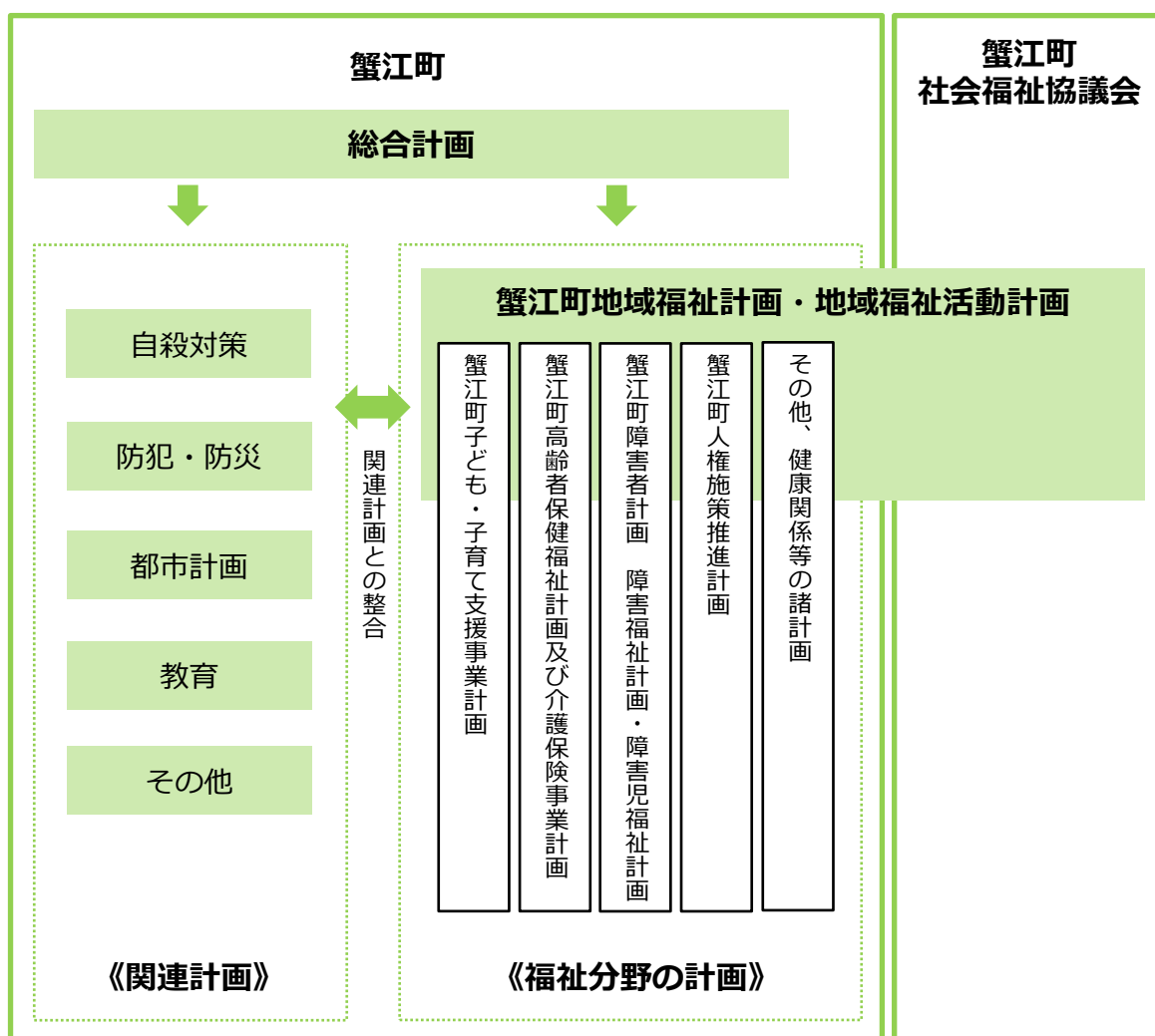
本計画では、地域福祉の推進を全町的に進めていくために、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、本町の地域福祉を推進しています。



2-3 その他の計画との関係

本計画は、町の最上位計画である蟹江町総合計画の方向性に基づき策定するとともに、町の福祉分野の計画（高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等）やその他の各種行政計画と整合した計画として策定しています。

また、福祉分野の計画の上位計画として位置付けられており、個別計画を有機的につなげ、個別計画だけでは網羅できない隙間を補完していく計画としての機能を持っています。





I 計画策定にあたって

3 計画の期間



本計画は、令和2（2020）年度を初年度とし、令和7（2025）年度を目標年度とする6か年計画です。

なお、国の方向性や社会環境の変化等により見直しが必要な場合には、計画の見直しを行います。

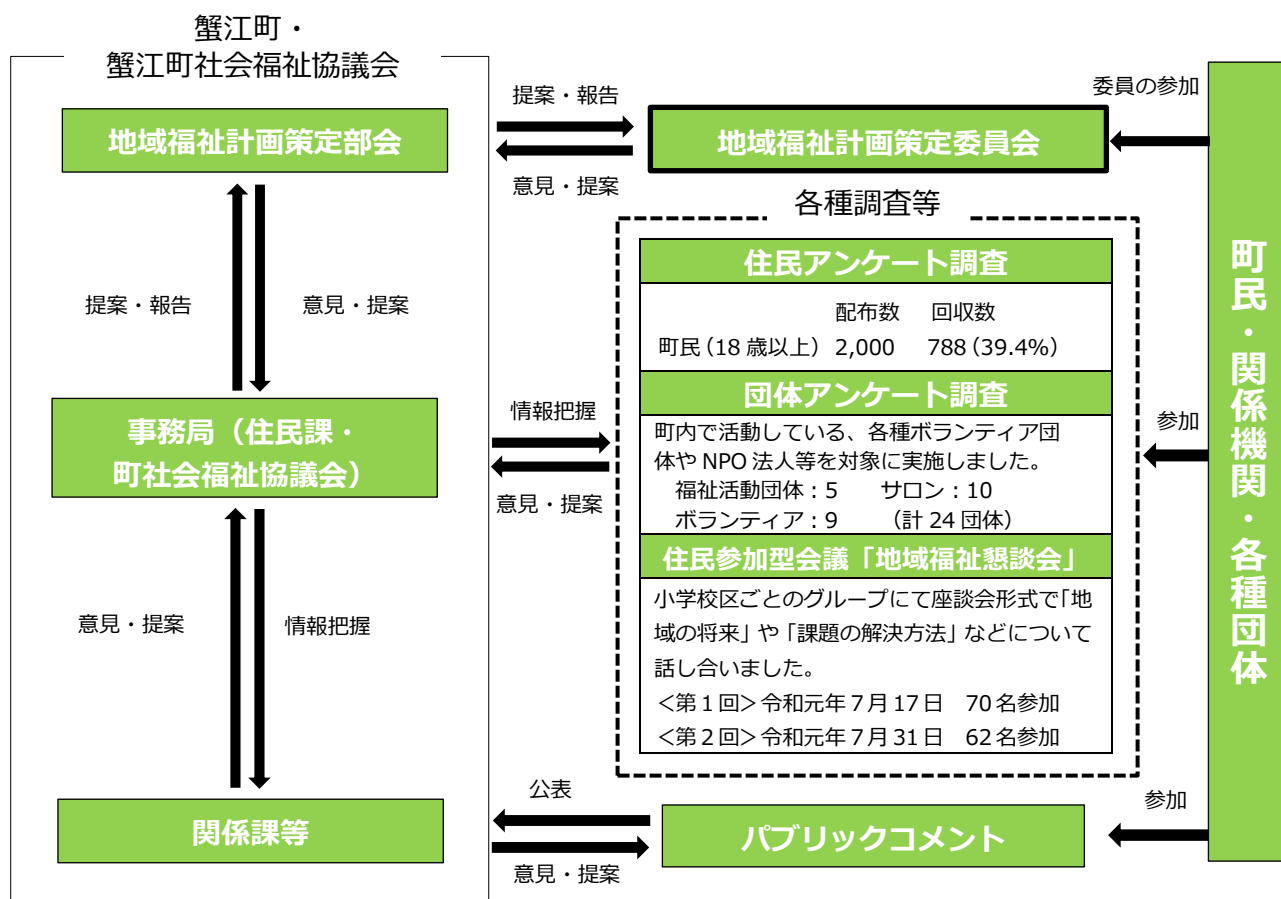


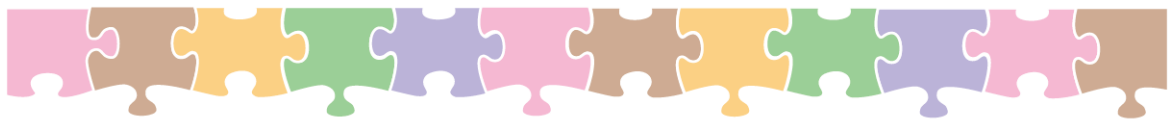
I 計画策定にあたって

4 計画の策定体制



本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、各種調査等を実施し、庁内の関係課等で組織する地域福祉計画策定部会で本計画の方向性、内容等について検討するとともに、地域福祉に関する学識経験者、各種団体代表、町民代表等で構成する地域福祉計画策定委員会で協議を行い、策定しました。





Ⅱ 計画の基本的な考え方





Ⅱ 計画の基本的な考え方

1 計画の体系



基本理念

つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ

基本目標	施策の方向
1 地域福祉を進める 意識を高める	①多世代交流の推進【重点】 ②福祉教育の充実 ③地域共生社会の実現に向けた理解の浸透
2 地域福祉を進める しくみをつくる	①地域福祉推進体制の整備【重点】 ②地域におけるコーディネート機能の強化【重点】 ③総合相談の充実 ④多職種連携の推進
3 地域福祉の担い手 を育てる	①意見交換の機会づくり【重点】 ②ボランティアセンターの充実 ③担い手の育成 ④地域福祉活動への支援
4 安心して生活できる 地域の環境をつくる	①権利を守る支援策の充実【重点】 ②情報発信 ③防災・防犯活動の充実 ④生活困窮者への支援 ⑤顔の見える関係づくり

【重点】は、各基本目標の中で特に力を入れて推進していく取り組み事項です。P10～15で具体的な取り組みを記載しています。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

2 基本理念



つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ

地域福祉の推進は、地域で生活するすべての人が安心して生活できるまちを実現することをめざすものです。そのためには、地域の人々が互いに協力し合い、様々な課題を解決していくことが必要となります。地域の人々がつながりを深め、幸せを実感できるまちをめざしていくことが、本計画のめざすところです。

また、今日では、人々の課題が複雑化（様々な分野の課題が絡み合っている状態）し、かつ複合化（課題が複数の分野にまたがる状態）しています。そのため、地域住民や地域の多様な主体が、地域の課題の解決に“我が事”として参画し、地域の人や資源が“丸ごと”つながることで幸せな地域を目指す「地域共生社会の実現」という考え方が提唱されています。本計画においても、「地域共生社会」の実現に向け、様々な取り組みを進めていきます。

そうした考え方の下、蟹江町社会福祉協議会は、地域の拠点として地域に関わる全ての人と連携しながら、誰もが住みやすいまちをめざします。

以上の視点を踏まえ、本計画の基本理念を、「**つながりあい 幸せを実感できるまち かにえ**」とします。





Ⅱ 計画の基本的な考え方

3 基本目標



以下の4つの基本目標を掲げます。

1 地域福祉を進める意識を高める

地域福祉の推進には、地域住民一人ひとりの意識の向上が必要です。特に、「地域共生社会の実現」には、地域の様々な課題を“我が事”として捉え、地域ぐるみで課題の解決に取り組むために、このような考え方を正しく理解していくことが必要となります。子どもたちが高齢者と接することにより意識や関心を高める多世代交流を推進し、福祉教育の充実及び各種啓発活動等を通じて、地域福祉を進める住民の意識を高めます。

2 地域福祉を進めるしくみをつくる

地域福祉を進めるためには、地域での取り組みを主体的に進める組織等のしくみが必要となります。全町（第1層）を対象とする協議体の取り組みを推進するとともに、さらに細かな単位である小学校区（第3層）や町内会（第4層）などの地域福祉を進める組織体制の整備をします。また、各層での取り組みを支援するコーディネート体制を強化する必要があります。さらに、地域住民の多様な相談に応じる総合相談の充実、地域の多職種連携の推進、町と社会福祉協議会との連携強化など、町全体にわたる地域福祉推進体制を強化します。

3 地域福祉の担い手を育てる

地域福祉の担い手は、地域住民をはじめ、社会福祉を目的とする事業の経営者や活動者など、多岐にわたります。定期的に地域の課題やその解決策を話し合う場に参画することやボランティア活動に参加すること等は、地域福祉を支える大切な資源となります。そのため、そうした取り組みに参加する人を育てていく必要があります。

4 安心して生活できる地域の環境をつくる

地域での生活が、安心できるものとなるような環境づくりが必要です。高齢者や障害者などの権利を守る支援、生活困窮者対策、防災・防犯対策などを含む様々な支援策の充実を図るとともに、様々な情報の発信、住民どうしの顔が見える関係づくりなどを進めます。



Ⅱ 計画の基本的な考え方

4 重点的な取り組み



本計画を推進するために、以下の4つの重点的な取り組みを位置づけます。

4-1 多世代交流の推進

蟹江町多世代交流施設「泉人」を拠点として、様々な多世代交流の取り組みを進めます。

地域住民をはじめ、団体や企業、社会福祉協議会及び町が連携し、多世代交流の場となるイベント等を実施するなど、多様な取り組みを実施します。



蟹江町多世代交流施設「泉人」



多世代交流イベントの様子



蟹江町多世代交流施設「泉人」

住 所 蟹江町大字西之森字海山 326 番地 3

電 話 0567-95-0026

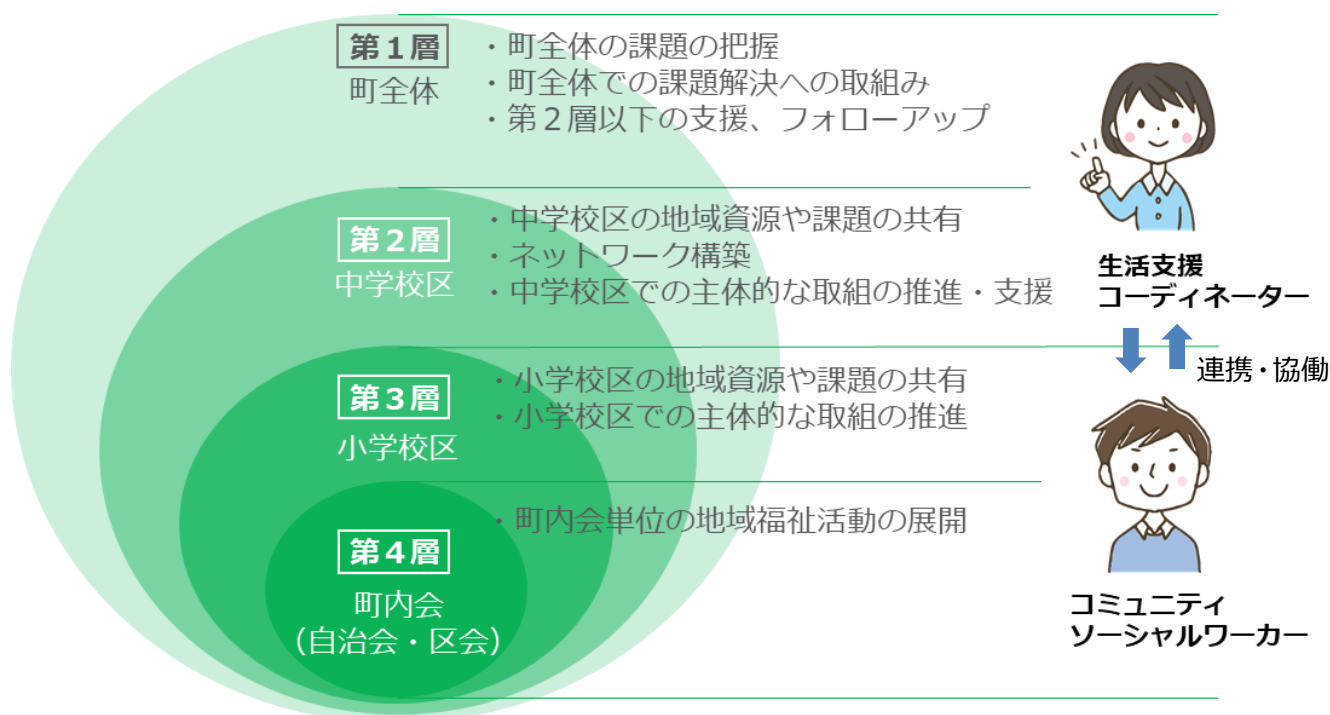
4-2 地域福祉推進体制の整備

地域におけるコーディネート機能の強化

地域福祉を推進する体制を整備します。

P2に記載した、多層的な「地域」の概念のうち、全町（第1層）については、生活支援体制整備事業により設置した「協議体」を中心に展開し、中学校区単位（第2層）も含めて生活支援コーディネーターが様々な資源の開発などを行っていきます。

また、小学校区単位（第3層）については、4-3に記載した「意見交換の機会づくり」としての住民懇談会を中心に展開し、町内会（第4層）も含めてコミュニティソーシャルワーカーと協働して地域福祉を進めていく体制を整備します。



生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、別名『地域支え合い推進員』とも呼ばれ、高齢者の生活を支えるサービスや要介護状態を防ぐための取り組みを進めるため、地域の中の資源、関係者、サービス提供者のネットワークを築き、地域ニーズの把握と取り組みとのマッチング等を行っています。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活し続けるための支え合い体制づくりに向けて、今後の活躍が期待されています。

コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、地域福祉の取り組みを進めるため、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援（コミュニティソーシャルワーク）を行うスタッフです。福祉サービスや支援がスムーズに提供されるよう、行政、地域活動団体、関係機関等と連携してネットワーク（つながり）をつくるなど、『福祉のまちづくり』推進に欠かせない人材です。

「協議体」

「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく一体的に提供される地域をめざす「地域包括ケアシステム」を実現するため、介護保険制度には「生活支援体制整備事業」というしくみが設けられています。この事業には、「生活支援コーディネーターの配置」や「協議体の設置」などが位置づけられています。

「協議体」は、地域の多様な主体が参加して行う話し合いの場です。町内会、地域のボランティア、民生委員・児童委員、社会福祉協議会などがメンバーとなり、地域における支えあいの現状についての情報共有をはじめ、今後どのような地域にしていくなかが必要なのか等を話し合います。

4-3 意見交換の機会づくり

町及び社会福祉協議会が中心となり、小学校区（第3層）単位での住民参加型会議「地域福祉懇談会」や中学校区（第2層）単位での「協議体」を定期的を開催し、地域住民との意見交換を行います。

地域福祉を推進し、「地域共生社会」を実現するためには、地域の様々な主体が地域福祉という視点のもとにつながり、主体的に活動するネットワークを拡げることが大切です。意見交換の機会は、地域の課題を行政に伝えるというだけでなく、地域の課題を自分たちで考えるというプロセスでもあり、地域の課題の顕在化と解決につながる取り組みになると考えています。



地域福祉懇談会の様子



4-4 権利を守る支援策の充実

権利を守る具体的な支援のしくみとして、成年後見制度があります。

成年後見制度は、精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことにより、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護することを目的とする制度です。

現状では、成年後見制度の利用者は増加していますが、認知症高齢者や障害者が十分に利用できている状態とはいえません。そのため、制度の利用促進のための支援策の充実が必要となっています。

本計画では、地域で生活するすべての人が安心して生活できるまちを実現するという趣旨を踏まえて、高齢者や障害者の権利を守る支援の充実を重点的な取り組みとして位置づけます。具体的には、以下のような施策を展開していきます。

①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度を必要とする人が適切に利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めます。

地域連携ネットワークとして、以下の2点を進めます。

本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

支援が必要な人を見逃さず、支援につなげることができるよう、本人に身近な親族、福祉・医療・地域関係者及び後見人が「チーム」として支援する体制づくりを進めます。

地域における「協議会」等の体制づくり

個々のケースに対応する「チーム」による支援を、法律・福祉の専門職団体や関係機関が支援する「協議会」等の体制を整備します。

②地域連携ネットワークの中核機関の設置

「チーム」や「協議会」による支援を円滑化し、連携・協力を進めるための「中核機関」を設置します。

地域連携ネットワークの中核機関の機能については、地域福祉ネットワークや実績のある専門職団体等の既存資源も十分に活用しながら整備していきます。

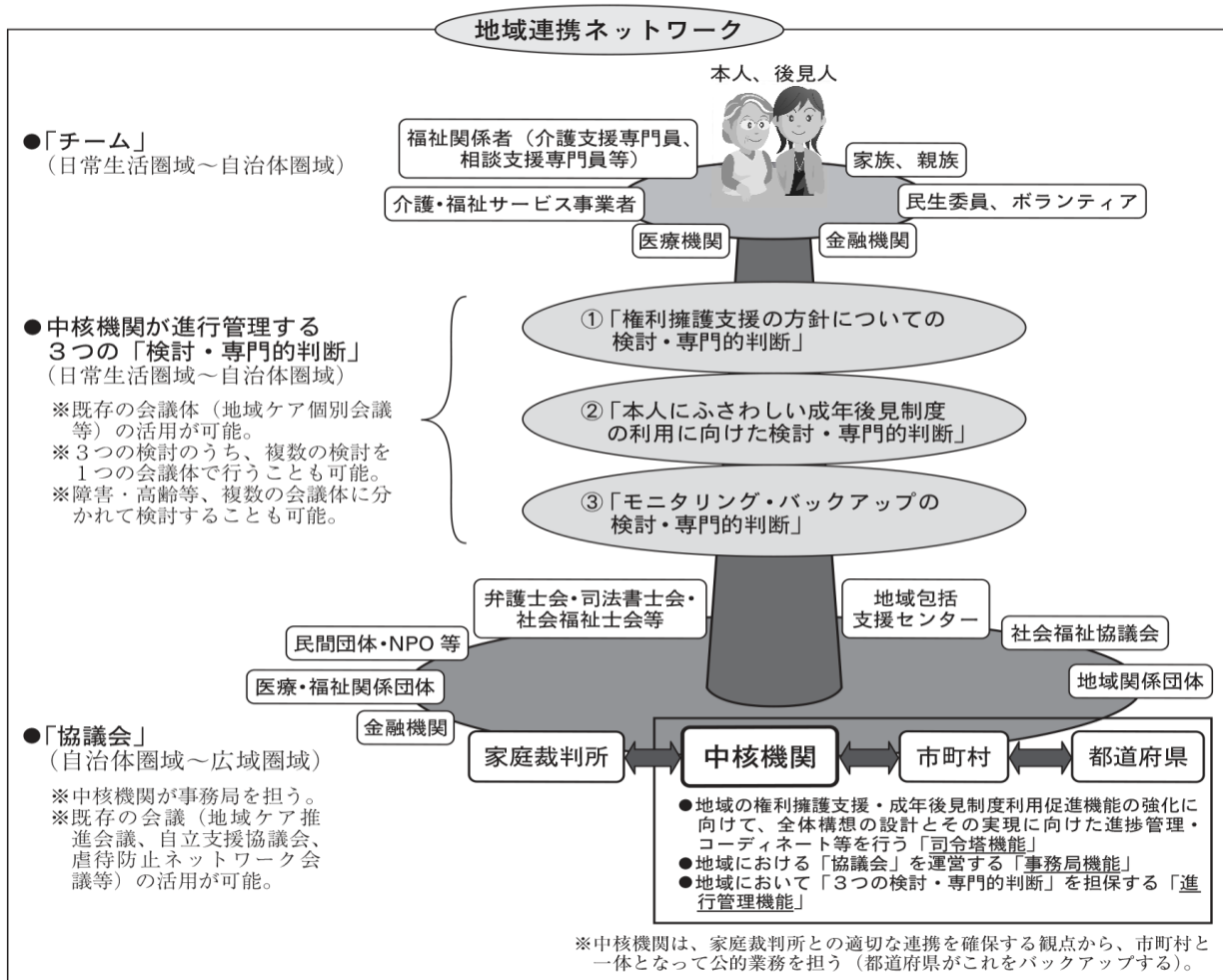
③既存の地域資源との連携

高齢者や障害者の権利擁護に取り組む既存の地域資源との連携を強化し、支援の充実を図ります。

④成年後見制度の利用助成

高齢者福祉における地域支援事業、障害者福祉における地域生活支援事業に位置づけられている成年後見制度利用支援事業を周知し、利用を促進します。

地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の関連イメージ



出典『地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き』

成年後見制度利用促進計画としての位置づけ

成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進計画）」として、この項目を位置づけます。



Ⅲ 施策の展開





Ⅲ 施策の展開

1 地域福祉を進める意識を高める



①多世代交流の推進

→重点事業（P10 参照）

■住民の声

- 高齢者と子どもたちが一緒に集まれる場所があるとよい。
- 子どもも高齢者も一緒に楽しめる行事を考える。
- 特に、ひとり親家庭の子どもと地域の大人との交流を進めると良いと思う。

■アンケート結果より

- 有効な福祉教育の方法は「高齢者や障がい者等との交流」（55.5%）という意見が多い。



■施策の方向

子どもの頃から福祉に対する意識の向上を図るとともに、お互いを理解し尊重しあうところを育むため、多世代交流の機会の充実を図ります。

わたしの取り組み

- 日常の中で、あいさつや声かけをしよう。
- 地域の行事やイベントに関心を持ち、地域の交流活動に積極的に参加しよう。
- 地域で生活している高齢者、障害者、子育て家庭などに関心を持って見守ろう。

地域の取り組み

- 地域住民が参加しやすい交流活動を推進しよう。
- 地域で生活している高齢者、障害者、子育て家庭などを地域ぐるみで見守ろう。

町や社協の取り組み

- 多世代交流施設「泉人」を拠点に、多世代が交流できる機会を作るとともに、多くの人の参加を促します。
- 町内会や老人クラブ、子ども会といった地域組織や団体・企業とつながりを持ち、多世代交流が取り組まれるようサポートを行います。

②福祉教育の充実

■住民の声

- 住民参加型の行事や楽しく学べるワークショップなどを行うとよい。
- 子どもが社会貢献できる機会をつくる。
- 小さい頃からの教育が必要なので、学校教育の一環として取り組む。

■アンケート結果より

- 子どもたちの思いやりの心を育てるためには「体験活動を取り入れた道徳教育の充実」(56.1%)が必要という意見が多い。



■施策の方向

地域で支えあう人を育てる視点から、ボランティア体験等の福祉教育を充実し、共に生きる力を育みます。

わたしの取り組み

- ボランティア活動や、その体験機会などに積極的に参加しよう。
- 福祉について積極的に学び、学んだことをまわりの人と共有しよう。

地域の取り組み

- ボランティア講座や養成研修への参加を呼びかけよう。
- 地域住民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等が協働し、地域福祉を推進しよう。

町や社協の取り組み

- 福祉実践教室の実施等を通して、障害についての正しい知識を深めるための福祉教育を推進します。
- ボランティア活動などの多様な体験機会を提供します。

福祉教育について

地域住民に福祉について関心を持ってもらい、多様性を認め合い、地域生活課題を自分たちの地域の問題として認識し、その解決に向けて知恵を出し、汗を流してくれるようになること、住民主体とは、この主体になる過程が不可欠なのである。この主体形成の過程、エンパワメントしていくプロセスにある「学び」が「福祉教育」なのである。

引用：「地域共生社会に向けた福祉教育の展開～サービスラーニングの手法で地域をつくる～」p.8 社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター（2019年10月）

③地域共生社会の実現に向けた理解の浸透

■住民の声

- 一人暮らしの人が増えた。
- 声掛けしても、出てこない人が多い。
- 近所との付き合い方が難しい。
- 外国人が増えている。

■アンケート結果より

- ご近所の人と「日頃から助け合っている」は 19.3%。ほとんど付き合いがない」は 40.6%。
- 困った時の相談相手は「家族」が 79.8%、「友人・知人」が 46.2%。



■施策の方向

地域で生活するすべての人が直面している困りごとなどの課題の解決を“自分ごと”として捉える意識の浸透を図り、地域共生社会の実現に向けた理解を促します。

わたしの取り組み

- 地域共生社会について積極的に学び、理解しよう。
- 地域共生社会の実現のため、地域で困っている人を支援する活動等に積極的に参加しよう。

地域の取り組み

- 地域の実情を踏まえて、「地域共生社会」についてみんなで考える機会をつくらう。

町や社協の取り組み

- 本計画を周知することにより「地域共生社会」についての情報を提供します。
- 「地域共生社会」の実現に向けた啓発を行います。

「地域共生社会」

今日では、高齢化や人口減少をはじめとした様々な理由から、家庭や地域における人々のつながりが弱くなってきています。このままでは、日常生活における助け合いや支え合いなども無くなり、地域社会の機能が弱くなってしまいます。

「地域共生社会」は、「支える人」や「支えられる人」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることと、ともに地域を創っていかうとする考え方です。



Ⅲ 施策の展開

2 地域福祉を進めるしくみをつくる



① 地域福祉推進体制の整備

→重点事業（P11 参照）

■住民の声

- 町内会に入らない人が多い。
- 役員のなり手がいない。
- 住民の情報が入ってこない。どうすれば情報を拾えるかわからない。

■アンケート結果より

- 町内会に加入している人は 87.4%、加入していない人は 10.9%。
- 町内会に加入していない主な理由は、「加入する必要性を感じない」が 34.9%。



■施策の方向

地域を町全体として捉えるだけでなく、中学校区・小学校区・町内会単位での多層的な地域福祉の推進を視野に入れた地域福祉推進体制を整備します。

わたしの取り組み

- 地域福祉の大切さを理解し、地域福祉を推進する地域の活動に関心を持つ。
- 地域福祉を推進する地域の活動に参加しよう。

地域の取り組み

- 地域福祉の推進体制づくりに協力しよう。
- 地域福祉を推進する地域の活動を活発化しよう。
- 地域福祉を進める人材を育てよう。

町や社協の取り組み

- 地域福祉を推進する人材を育成します。
- 地域の現状と地域住民の意見を聞き、地域福祉の推進に活かします。
- 町内会単位での地域福祉推進体制づくりを支援します。

②地域におけるコーディネート機能の強化 →重点事業（P11 参照）

■住民の声

- ゴミ出しを手伝ってほしいが、近所に頼むのは気が引ける。
- 車がないと、高齢者だけでは移動できない。
- 重いものの買い物は、一人暮らし高齢者には大変。

■アンケート結果より

- 暮らしの中での困りごととして多く見られたのは、「自分の健康に関すること」（49.2%）、「災害に関すること」（40.6%）、「家族の健康に関すること」（39.8%）などである。



■施策の方向

地域における自立生活を支援するための環境整備を行う生活支援コーディネーターや、地域福祉の推進を支援するコミュニティソーシャルワーカーを育成・設置し、その活動の活発化を通じて、地域におけるコーディネート機能を強化します。

わたしの取り組み

- 地域で困っている人がいることに気づけるよう、地域に目を向けよう。
- 困りごとの情報を、どのように支援につなげることができるのかを理解しよう。

地域の取り組み

- 地域の情報をつかみやすくするため、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカーなどの専門職と住民が協力し、地域の困りごとを共有しよう。

町や社協の取り組み

- 民生委員・児童委員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーなどが情報を共有できるよう支援します。
- 地域の課題を解決するために必要な知識を得ることができるよう、学習機会を提供します。

③総合相談の充実

■住民の声

- 子育ての悩みを話せる場所をつくる。
- 相談場所を把握しておく、つなげられる。

■アンケート結果より

- 困った時の相談は、家族（79.8%）、友人・知人（46.2%）が多く、町（3.6%）や社会福祉協議会（1.9%）は少なくなっています。
- 自分の地域の民生委員・児童委員を知っている人は36.9%です。



■施策の方向

地域で生活する人が、身近なところで相談できる体制をつくります。また、民生委員・児童委員、地域包括支援センター、福祉関連事業所、医療機関、社会福祉協議会、町等と連携し、適切な相談支援体制を構築します。

わたしの取り組み

- 相談窓口を知り、必要な時には1人で悩まず積極的に活用しよう。
- 身近に困っている人がいる場合には、相談窓口の情報を伝えよう。
- 相談したり、相談にのってあげたりすることができる人間関係を持とう。

地域の取り組み

- 民生委員・児童委員と町内会との連携を強化しよう。
- 地域の医療機関や介護サービス事業者などの専門機関との連携を強化しよう。

町や社協の取り組み

- あらゆる生活課題に対応するため、関係各課、社会福祉協議会、関係機関との連携を強化し、横断的な相談支援の体制づくりを図ります。
- 各専門職間の連携を強めるネットワークづくりを行います。

④多職種連携の推進

■アンケート結果より

- 地域福祉に関する団体アンケートでは、社会福祉協議会と連携していると答えた団体が多く、今後も継続して連携したいと答えています。
- 他の組織や団体と連携する場合、「情報の交換と共有」を希望する団体が多く見られました。



■施策の方向

地域包括ケアシステムの考え方を中心に、身近な地域で必要な支援が受けられる環境を実現するため、関係する専門職間の連携を強化します。

地域の取り組み

- 地域の医療機関や介護サービス事業者等との連携を強化し、情報交換しよう。

町や社協の取り組み

- 複合的な課題に対応するため、各専門職間の交流や情報交換の機会づくりを行い、多職種連携を強化します。

まちの良き隣人、「民生委員・児童委員」ってどんな人？

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員で、任期は3年です。本町には65人おり、それぞれ受け持ちの区域の中で、生活に関する相談への対応や、助言、援助等を行っています。

民生委員の役割は、大きく分けて2つあり、1つは、住民と関係行政機関をつなぐ「パイプ役」です。常に住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要に応じて関係行政機関へつなぎます。もう1つは、地域の中での「見守り役」です。行政や地域からの情報をもとに、高齢者や障害のある人、子育て世代等の見守りや声かけを行っています。このような活動を通して、地域住民の健康状態や家庭環境を把握し、適切な支援へとつなげていきます。

また、民生委員は、児童委員も兼ねているため、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちの見守りや、子育て世帯の相談・支援等にも携わっています。委員の中でも、担当地区を持たず児童福祉を専門に担当する人を「主任児童委員」と言い、本町には3人配置されています。主任児童委員は、児童福祉関係機関との連絡調整や、地区を担当する児童委員と協力して必要な支援を行っています。

地域包括ケアシステムとは？

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続していくことができるよう、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」が切れ目なく一体的に提供されるようにする考え方です。この実現のためには、地域住民をはじめ、医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、町内会、ボランティアなどが一体となり、地域全体で取り組むことが必要となります。

地域包括ケアシステムという考え方は、高齢者を支える考え方として生まれたものですが、地域で生活する障害者、子ども、子育て家庭なども含めた考え方が「地域共生社会」の実現です。だれもが安心して生活できる地域をめざすことが、福祉施策の基本的な考え方となっています。

地域包括支援センターとは？

本町には、2か所設置されています。

- ・ 蟹江川より東にお住いのかた
蟹江町東地域包括支援センター（カリヨンの郷内）
- ・ 蟹江川より西にお住いのかた
蟹江町西地域包括支援センター（セーヌ蟹江内）

<役割>

高齢者の総合相談窓口です。専門知識を持った職員が、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じています。

<業務>

介護予防支援、総合相談、権利擁護などの業務を行います。

<構成する専門職>

保健師（または地域ケアの経験がある看護師）、主任ケアマネジャー、社会福祉士が配置されています。



Ⅲ 施策の展開

3 地域福祉の担い手を育てる



①意見交換の機会づくり

→重点事業（P13 参照）

■住民の声

- 定期的に集会の機会をつくる。
- アンケート調査等で、高齢者が何を望むか、困りごとや協力できることについて把握する。
- 町内会で、困っている人を発見するための情報収集の方法を確立する。
- みんなで話し合い、できることは自分たちでする。



■施策の方向

町民・町・社会福祉協議会と一緒に地域福祉の推進を考え、意見交換を行う地域懇談会などの機会をつくり、定期的を実施します。同時に、町や社会福祉協議会の職員が地域で意見交換を行うための資質の向上に努めます。

わたしの取り組み

- 意見交換の機会には積極的に参加しよう。
- 自分に直接かかわる問題として、地域福祉を考えよう。

地域の取り組み

- 地域福祉を推進し、安心して生活できる地域をつくる視点から、意見交換の機会を活かそう。
- 地域が主体となって、地域住民の意見を聞き、地域福祉を進める取り組みを進めよう。

町や社協の取り組み

- 「地域福祉懇談会」や「協議体」等を定期的で開催し、効果的な情報共有の場となるようにします。
- 地域住民の意見を、町と社会福祉協議会の施策や取り組みにつなげます。

②ボランティアセンターの充実

■住民の声

- ボランティアの養成に取り組み、まちづくりを行う。
- 国際交流ボランティアとして、未来の若者達の手助けをしていきたい。

■アンケート結果より

- ボランティア活動に「参加したことがある」は 34.1%。
- 今後のボランティア活動について、「機会があれば参加したい」が 40.6%。



■施策の方向

各種の事業を利用して、ボランティア活動についての理解を促進します。また、これから活動しようとしている人たちに対しても、活動の情報提供の充実を図るなど、誰もがボランティア活動に参加しやすい環境づくりに努めます。さらに、より効果的な活動につなげていくため、支援を必要とする人と支援する人のニーズをコーディネートする機能を強化します。

わたしの取り組み

- 自分にできること、楽しみながら参加できることについて、ボランティアセンターに登録しよう。
- ボランティア活動をしている人やグループとの接点を持とう。

地域の取り組み

- ボランティアセンターの機能を有効活用し、ネットワークを上げよう。

町や社協の取り組み

- ボランティアセンターの機能を強化し、多くの人が利用しやすくします。
- ボランティアセンターの運営や機能強化についての意見を定期的に聞き、改善点や今後の方向性の検討を行います。

ボランティアセンターとは？

ボランティアセンターは、ボランティア活動を活性化するため、ボランティアに関する情報の収集と発信、ボランティアをしたい人としてほしい人とをつなげるコーディネート業務などを担う機関です。ほかにも、ボランティアに関する教育や研修機会の提供、ボランティアどうしの情報交換なども行われます。

ボランティアセンターは、社会福祉協議会に設置されることが多く、本町においても蟹江町社会福祉協議会に設置されています。

③担い手の育成

■住民の声

- いろいろなリーダーを育てていく必要がある。
- 美しいまちづくりをめざして活動する。

■アンケート結果より

- 地域の中でボランティア活動を進めていく上で必要なことは、「時間的、経済的にゆとりがあること」(66.6%)、「自分や家族が健康であること」(46.1%)などが多い。



■施策の方向

地域福祉を推進するボランティアの育成を行うとともに、支援を必要とする人と支援する人をつなげるコーディネーター等の育成を行います。また、地域福祉活動を推進するため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、町内会、NPO 等、既存の地域資源の連携の強化を図るとともに、福祉人材の育成を行います。

わたしの取り組み

- ボランティア活動に関心を持つ。
- 自分にできること、楽しみながら参加できることを見つけ、参加してみよう。

地域の取り組み

- 多様な形でボランティア活動等に参加できる機会づくりをしよう。
- 様々なボランティアグループ等との接点を持ち、連携しよう。

町や社協の取り組み

- ボランティア活動の体験機会やボランティアについて学習する機会を提供します。
- 多様な形でボランティア活動を展開していく地域の取り組みを支援します。
- ボランティア実践者どうしが連携・交流できる場や機会を提供します。

④地域福祉活動への支援

■住民の声

- 月に1回、体育館や町の施設を開放するなど、活動の場を提供する。
- 地域の高齢者や障害者の現状がわからない。
- イベント等に、高齢者が参加しやすい雰囲気をつくる。
- 様々な活動の拠点がない。

■アンケート結果より

- これからの本町の福祉に必要なことは「見守り・声掛け運動等、主体的な町民活動への支援」が32.1%。



■施策の方向

地域における生活課題等を地域で解決できるよう、町内会や NPO 等の地域活動を支援します。

わたしの取り組み

- 地域のサロン等に参加し、仲間づくり・交流をしよう。
- 民生委員・児童委員の役割、活動内容について理解を深めよう。

地域の取り組み

- サロン等の情報を周りの人に伝え、参加者を拡大しよう。
- 多様な活動組織等との連携を強化しよう。

町や社協の取り組み

- 民生委員・児童委員の活動を支援します。
- ボランティア団体、NPO 等の活動を支援します。
- 活動団体どうしが連携・交流できる機会をつくります。

地域活動の必要性について

本町は、平成30年度末時点で高齢化率が25.0%と全国(28.3%)や県(25.0%)に比べて同等以下の数値となっていますが、65歳以上人口や高齢者世帯数、要介護認定者数は着実に増加傾向にあります。また、「介護に不安はあるが相談できる人がいない」「歩行が困難で思うように外出できない」など、普段の生活の様々な段階で不安な状況に直面するおそれは、当事者である高齢者のみならず、支える家族にとっても深刻な問題です。

高齢化が進展する中においては、不安要素を減らし、住民にとって住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにすることが重要であり、そのため、公的サービスの充実と合わせて地域住民だからこそできる取り組みが欠かせません。地域ぐるみによる認知症予防や見守り、介護予防、社会参画の機会の創出など、いつまでも地域で生き生きと暮らせるよう、顔の見える関係づくりをはじめ、地域住民と専門機関等が協力しながら地域福祉活動を進めていくことが、今後ますます大切になります。



蟹江町つどいの場ガイドブック
～地域のサロンを訪ねてみよう～



つどいの場とは？

『蟹江町つどいの場ガイドブック』より

「つどいの場」って、どんなところ？

一言で「つどいの場」といっても、そのあり方はそれぞれの場所によってまったく異なっています。例えば、高齢者を中心に体操を主なプログラムとして行う介護予防のためのつどいや、子どもを主な対象として地域の大人が伝承遊びを教えたりするようなつどい、また昨今注目を集める子ども食堂のようなつどいなど、その地域ごとのニーズ、目的に応じて、様々な形のつどいの場が作られています。

しかし、何もかも違っているわけではなく、その基礎にあるものは、どのつどいの場も共通しています。その共通するものとは、次の3つの「あい」です。

①であい

つどいの場は人と人が出会う場所です。そこに行けば、知人、知らない人、様々な人との出会いが待っています。

②ふれあい

つどいの場では様々な人に出会い、話をしたり、お茶やお菓子を愉しんだり、一緒にゲームや体操に励むことで交流することができます。一人で気ままに過ごすこともできますが、それだけではない所につどいの場の特色があります。

③たすけあい

つどいの場では様々な人に出会い、交流を通して、自然な助け合いの関係が育まれます。身近な所では一人では難しいつどいの場での作品づくりも、みんなで教え合って作り上げたり、悩みや困りごとを聞いてもらったり、小さな所から「互助」の関係が広がっていきます。

つどいの場とは、こうした人と人とのつながりが生まれるところ、助け合いの関係が生まれるところのことを言います。



Ⅲ 施策の展開

4 安心して生活できる地域の環境をつくる



①権利を守る支援策の充実

→重点事業（P14 参照）

■住民の声

- 地域の高齢者や障害者の現状がわからない。
- 認知症支援のための取り組みや研修が必要。



■施策の方向

障害や認知症等により判断能力に不安がある方が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度の利用を促進する等、権利擁護を推進します。

わたしの取り組み

- 高齢者や障害者の権利を守るための成年後見制度などを知ろう。
- 身近に、成年後見制度などの利用が必要と思われる人がいる場合には、相談窓口などにつなげよう。

地域の取り組み

- 民生委員・児童委員と連携し、成年後見制度などの利用が必要と思われる人がいる場合には、相談窓口などにつなげよう。

町や社協の取り組み

- 成年後見制度の内容等を周知し、利用の円滑化を図ります。
- 中核機関を設置し、成年後見制度の利用が必要な方を適切に支援するための体制を整備します。
- 判断能力が十分でない人のサービス利用支援などを行う日常生活自立支援事業について周知し、利用を促進します。

日常生活自立支援事業とは

「日常生活自立支援事業」は、高齢や障害などのために一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して生活できるよう支援する事業です。社会福祉協議会が本人との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理や重要書類等の預かり・保管などを支援し、高齢者や障害者の権利擁護を図る事業です。軽い認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方で、「自分一人で福祉サービスの利用手続きすることに不安がある方」や「預金の出し入れや公共料金の支払い、重要書類の保管を一人で行うことに不安がある方」などが対象となります。

②情報発信

■住民の声

- 高齢者でもインターネットを活用できるように、集会所などで教えてもらいながら利用できる場所があるとよい。

■アンケート結果より

- 福祉サービスに関する情報の入手方法については、「町の広報・ホームページ」(57.7%)が最も多い。また、「どこで入手すればよいかわからない」は14.7%。
- 福祉に関して得たい情報は「介護予防や高齢者福祉に関する情報」(42.8%)、「健康づくりに関する情報」(36.9%)などが多い。



■施策の方向

制度や法律・福祉サービス等の情報が、支援を必要とする人にいきわたるよう、その人の状況に応じた情報提供を行います。

わたしの取り組み

- 町や社協が発信する情報に関心を持とう。
- 福祉に関する情報に関心を持とう。
- 有効な情報は、まわりの人にも伝えよう。

地域の取り組み

- 地域の課題解決に役立つ情報を収集し、周囲の人と共有しよう。
- 地域の課題解決に役立つ情報を有効に活用しよう。

町や社協の取り組み

- 地域福祉に関する情報、地域共生社会の実現に関する情報等を発信します。
- 地域のニーズを踏まえて、必要な情報を提供します。

「ヘルプマーク」を知っていますか？

ヘルプマークは、東京都が平成 24 年 10 月に作成したマークで、心臓やじん臓等の内部障害や難病の人、妊娠初期の人等、外見からは分からなくても支援や配慮を必要としている人が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくするためのものです。

本町では、平成 30 年 7 月から保険医療課で配布しています。ヘルプマークが広がることは、困っている人をみんなで助け合う社会を実現することにつながります。マークの利用者が困っていたら声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



③防災・防犯活動の充実

■住民の声

- 災害時の避難への不安がある。避難場所に行けないし、援助にも不安がある。
- 災害や事故を他人事と思っている人が多い。
- 防災についての話し合いをもったほうがよい。防災訓練を具体的に行ったほうがよい。

■アンケート結果より

- 災害時の助け合いを行う上で必要なことは「日ごろからの挨拶や声かけ」が67.0%と最も多い。
- 地域における災害への備えとして重要なことは「危険個所の把握」(49.6%)、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」(45.8%) などが多い。



■施策の方向

地域において安心して暮らし続けるため、要支援者を把握するとともに、災害時の対応や犯罪から守る体制を強化します。

わたしの取り組み

- 防災や防犯対策に関心を持ち、日頃から地域の人たちと情報交換をしよう。
- 自分でできる備えや対策をしよう。
- 災害時に支援が必要になると思われる高齢者、障害者、子育て家庭などの状況を日頃から気にかけてよう。

地域の取り組み

- 地域ぐるみでできる対策には積極的に取り組もう。
- 町、社協、民生委員・児童委員などと連携し、地域で生活する災害時の要支援者を把握しておこう。

町や社協の取り組み

- 避難行動要支援者名簿を整備し、活用します。
- 地域における防災訓練を支援し、防災力の向上に努めます。
- 防犯や防災についての情報提供を行います。
- 災害時におけるボランティアの受け入れを円滑に行うために、災害ボランティアセンターの運営に向けた体制づくりを行います。

④生活困窮者への支援

■住民の声

- 生活困窮が育児放棄や児童虐待などにつながることも考えられるので、地域で早く気づいてあげることが大切だと思う。
- 子ども食堂を開設したらよい。



■施策の方向

相談支援員・就労支援員と各関係機関、民生委員・児童委員、地域等との連携を強化し、生活困窮者の自立を支援します。

わたしの取り組み

- 生活に困窮している、あるいは複合的な課題を抱えている人は、自分だけで抱え込まず、身近な人や専門的な相談窓口相談しよう。

地域の取り組み

- 地域で、生活に困窮している人を見つけた場合には、相談窓口につなげよう。

町や社協の取り組み

- 生活困窮者の自立に向けて、関係機関と連携しながら支援を行います。
- 経済的に困窮している家庭について、関係機関と連携して必要な支援につなげます。
- 生活困窮世帯の子どもへの支援策を充実します。

避難行動要支援者名簿

災害対策基本法の改正により、平成 26 年 4 月から、市町村による避難行動要支援者名簿の作成と、消防署、警察署、民生委員・児童委員及び自主防災会等の避難支援関係者への名簿情報の提供等に関する規定が設けられました。本町では、避難行動で支援が必要な高齢者や障害がある人を対象にした「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

災害時には行政が可能な限り公的支援を行いますが、それだけでは限界があります。普段からの地域の支え合い・助け合いの中でこの名簿が活用されることによって、災害時の被害を少しでも減らすことができます。平常時から「自分たちの身は自分たちで守る」という意識を持ち、隣近所とコミュニケーションをとって顔の見える関係性をつくるのが、防災・減災の考え方の中で非常に大切です。

⑤顔の見える関係づくり

■住民の声

- 地域の中で、顔なじみの関係が薄い。
- 普段の声掛け、あいさつ、行事などから交流を深めるとよい。
- 同じ趣味をもつ人達のグループを作って交流。1人でもつながれるまちづくりがしたい。

■アンケート結果より

- 地域に愛着を感じている人は81.2%。
- 地域に愛着を感じる理由は、「交通の利便性が高いから」(60.3%)、「日常の買い物等が便利だから」(57.7%)が多い。



■施策の方向

町内会、民生委員・児童委員など、地域福祉活動者の連携強化を推進するとともに、地域福祉を推進する活動等への参加機会をつくるなど、多くの町民が様々な形で地域福祉の推進に参加できる機会づくりを推進します。

わたしの取り組み

- 日頃から、近隣住民とあいさつをしよう。
- 地域の取り組みや、地域活動への参加について関心を持とう。

地域の取り組み

- 地域ぐるみであいさつを推進しよう。
- 転入者への情報提供や、地域への参加のきっかけづくりをしよう。

町や社協の取り組み

- サロン等の地域住民のネットワーク構築を支援します。

「社会的孤立」と「制度の狭間」問題

ひきこもり、社会的孤立、育児困難等、これまでの社会制度や福祉事業では明確に位置付けられない「制度の狭間」の問題が増えている中、地域福祉活動による対策が求められています。

一例を挙げると、いわゆる「ゴミ屋敷」という課題に対して、“なぜゴミ屋敷になってしまうのか”という根本の原因は、“疾患により助けてくれる人がおらず動けない”、あるいは“認知症で処理の仕方を忘れてしまった”等の理由が隠されていることもあります。さらに、このような課題を抱えている人が共通して社会的孤立の状況にあると捉えると、支援の仕方、住民同士の関わり方は変化します。「どうかしましたか？」の声かけをきっかけに、専門家やご近所さんが本人に寄り添い、信頼関係を築くことができれば、双方での関係性が構築され、再び孤立した状況に陥ることなく地域で生活できるといった好循環が期待されます。



IV 地区別の 地域福祉の現状





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

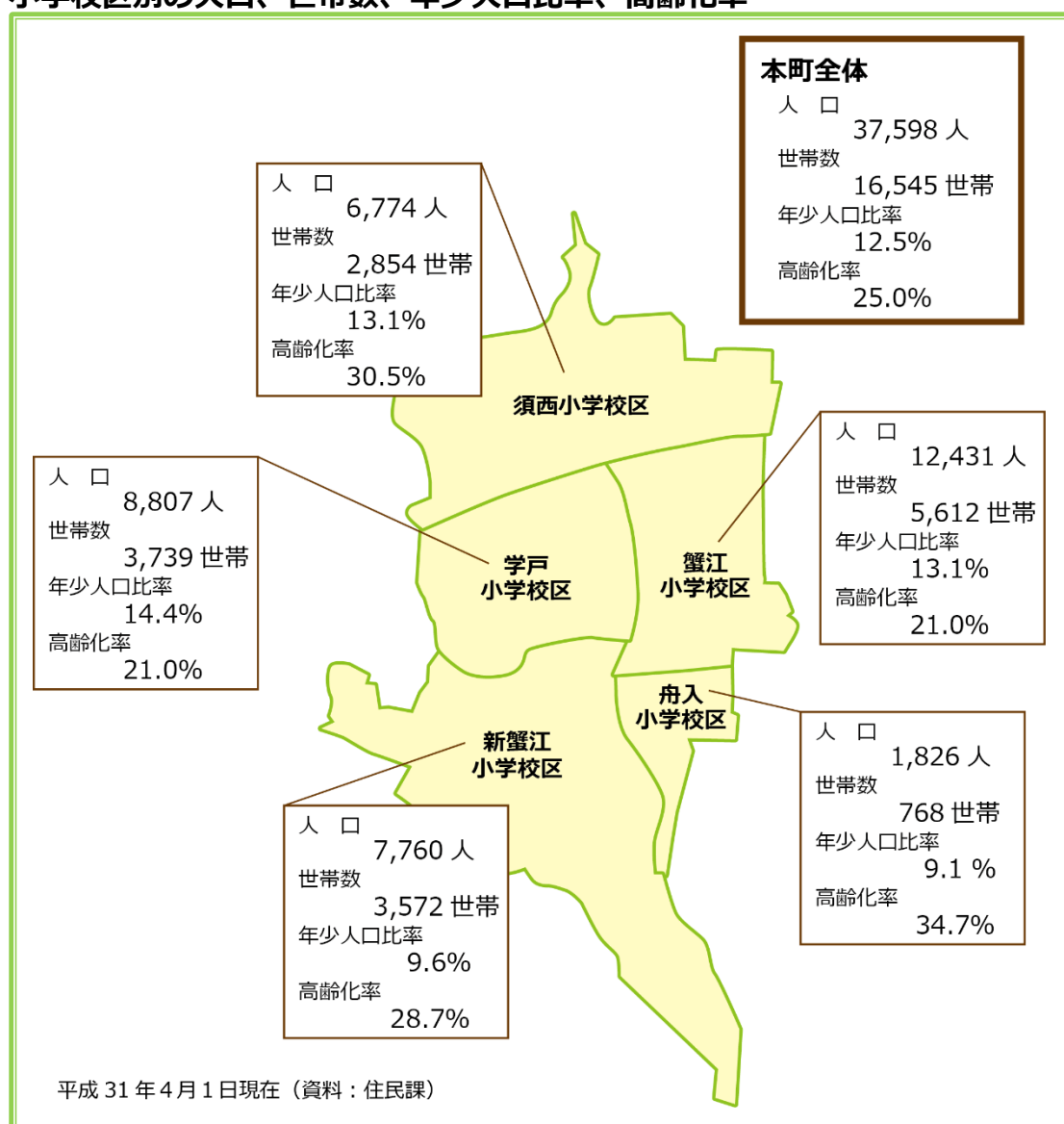
1 学区の概況



本章では、小学校区別の現状や地域福祉への取り組みなどを整理しました。

下図は、小学校区別の人口、世帯数、年少人口比率（0歳～14歳人口の割合）、高齢化率（65歳以上人口の割合）を一覧表示したものです。

小学校区別の人口、世帯数、年少人口比率、高齢化率





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

蟹江小学校区

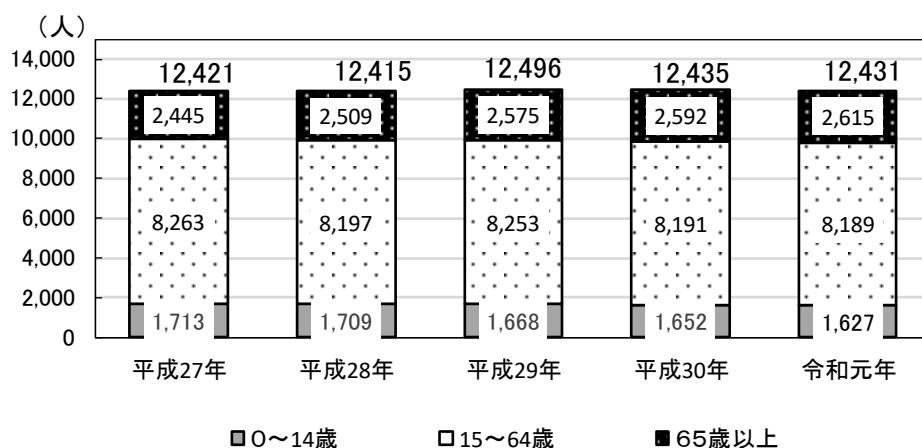


地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
12,431 人	5,612 世帯	13.1%	21.0%

- 小さな単位でのコミュニティは活発に活動しています。今後は、コミュニティの隙間にある人たちを支えるネットワークづくりを進めていきたい。

人口の推移



- 学区の人口は、ほぼ横ばいです。年少人口（0～14歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。

地域の取り組み状況

- 駅前団地つどいサロン
- えにか工房
- ふれ愛サロンの会
- ふれあいライブラリー北之町
- ほほえみ

住民参加型会議「地域福祉懇談会」の主な意見

まずは足元から！ 個人の課題から地域の絆へ、それを行政に発信する！

- 同じ趣味を持つ人たちのグループを作って楽しむ
- 1人でも、つながれる町づくりを進める

★新生！ かにえの福祉！！

- 子どもが社会貢献できる機会をつくる
- 困っている人の発見、情報収集の方法を町内会で考える

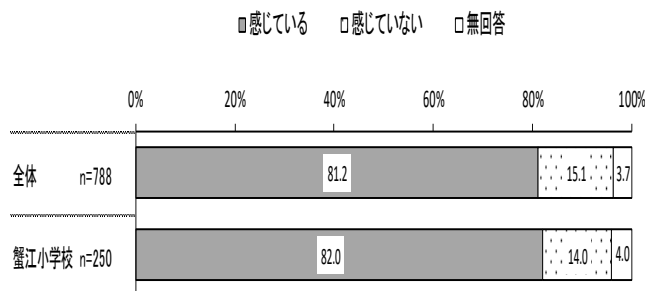
笑顔あふれる町 蟹江！！ 行政、社協などの後押しを得て、団体・個人が活動しやすい良いネットワークづくりを！

- 子どもたちには、なるべく声をかける
- 多くの高齢者が出かけたくなるような、いきいきサロン、ふれあいサロンを充実させたい

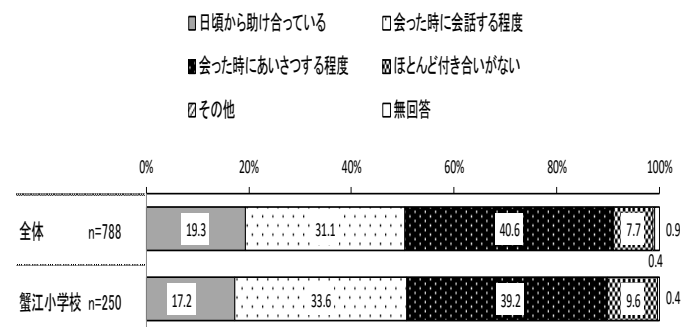
アンケート結果にみられる特徴

- アンケートでは、ボランティアに参加したことがある人の割合が町全体の平均よりも高くなっています。

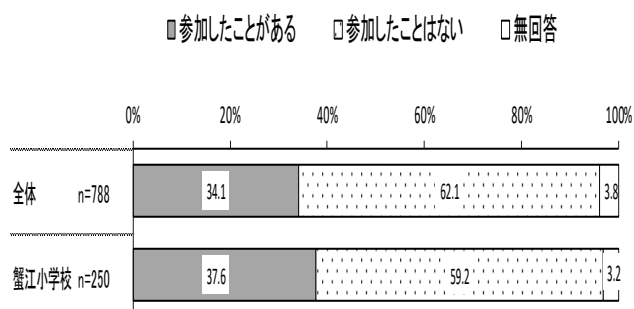
■ 地域への愛着



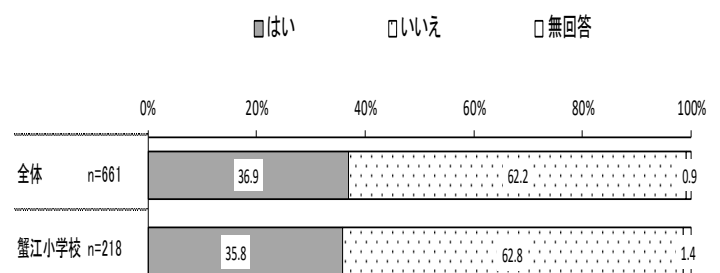
■ 近所つきあい（日頃から助け合っている）



■ ボランティア参加状況



■ 民生委員、児童委員の認知度





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

舟入小学校区

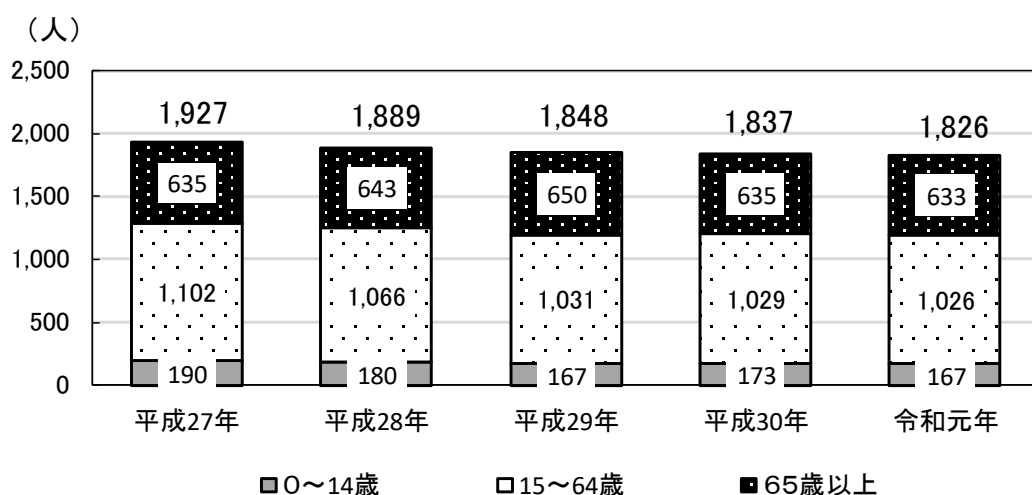


地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
1,826 人	768 世帯	9.1%	34.7%

- 地域としてのまとまりが強く、地域で支え合う形はできています。高齢化率が高いため、今後は、新しい活動や取り組みに若い世代を巻き込んでいきたい。

人口の推移



- 学区の人口は減少しています。年代別でも、すべての年代の人口が減少しています。

地域の取り組み状況

- 舟入水辺のサロン

住民参加型会議「地域福祉懇談会」の主な意見

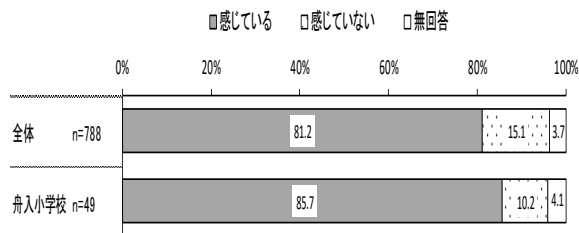
生まれ変わらせよう舟入！！

- まちづくりの会で話し合いを行うとよい
- 買い物難民をなくす取り組みが必要

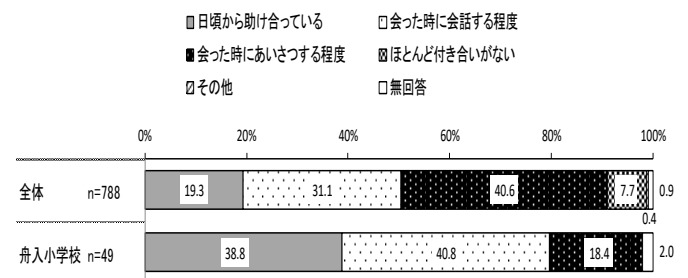
アンケート結果にみられる特徴

- アンケートでは、地域への愛着を感じている人、近所で日頃から助けあっている人、ボランティアに参加したことがある人の割合が町全体の平均よりも高くなっています。

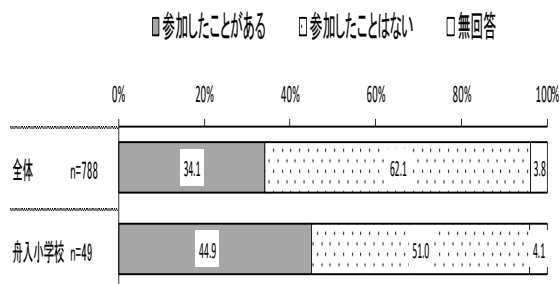
■ 地域への愛着



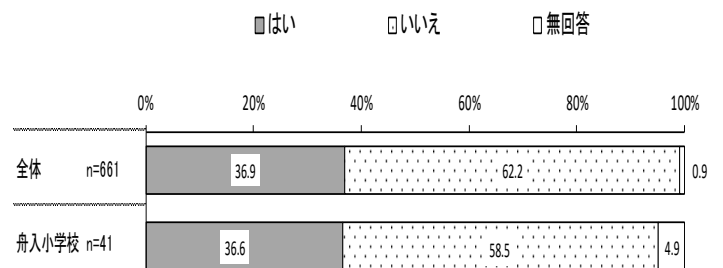
■ 近所つきあい（日頃から助け合っている）



■ ボランティア参加状況



■ 民生委員、児童委員の認知度





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

須西小学校区

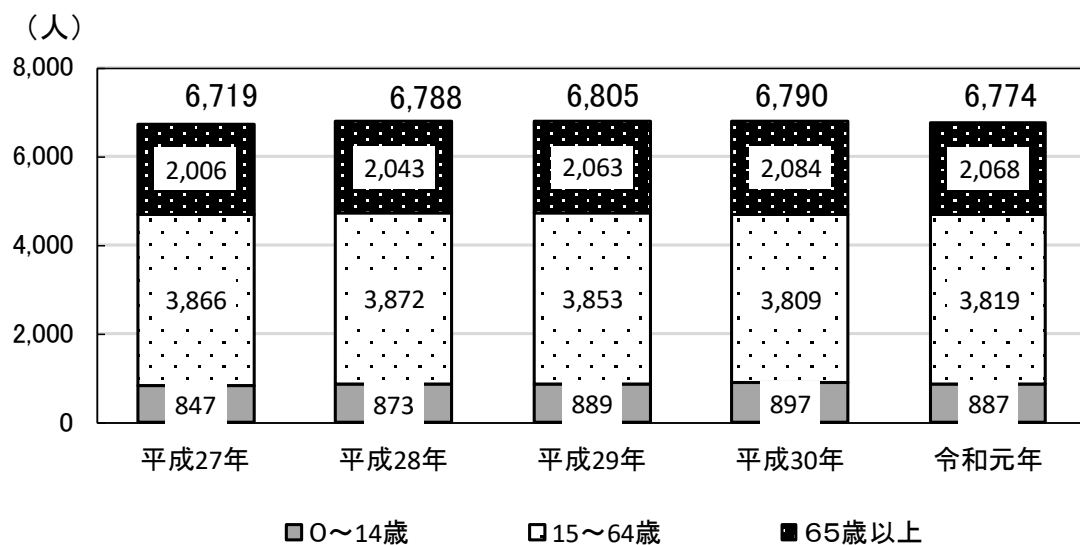


地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
6,774 人	2,854 世帯	13.1%	30.5%

- 歴史的な祭りを中心に地域がまとまっています。交通や買い物の便が悪い地域も一部あるため、今後は地域の課題を話し合う場を増やしていきたい。

人口の推移



- 学区の人口は、全体としては平成 29 年度をピークに減少に転じています。年少人口（0～14 歳）と高齢者人口（65 歳以上）は平成 30 年、生産年齢人口（15～64 歳）は平成 28 年がピークです。

地域の取り組み状況

- 藤丸「親子いきいきサロン」
- ふれあいサロン藤丸

住民参加型会議「地域福祉懇談会」の主な意見

地域をファミリーと考えよう

- 定期的に集会の機会が作れるとよい
- 子どもも高齢者も一緒に楽しめる行事を考えるとよい

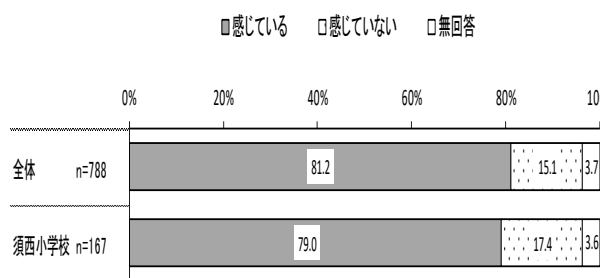
みんなでつくる、まちづくり

- 一人暮らしの方への声かけ、子どもたちの見守りなどができるとうい
- 子ども食堂を開設したらよい

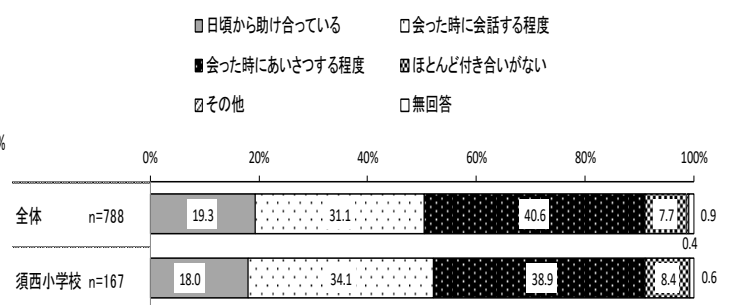
アンケート結果にみられる特徴

- アンケートでは、ボランティアに参加したことがある人、民生委員・児童委員を知っている人の割合が町全体の平均よりも高くなっています。

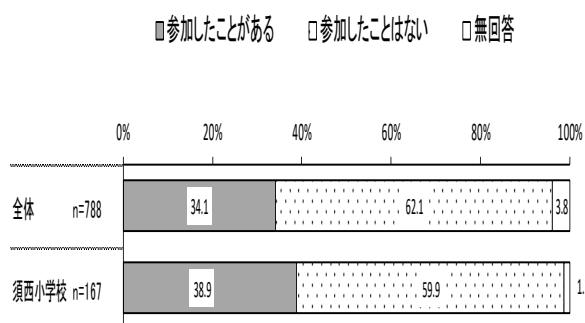
■ 地域への愛着



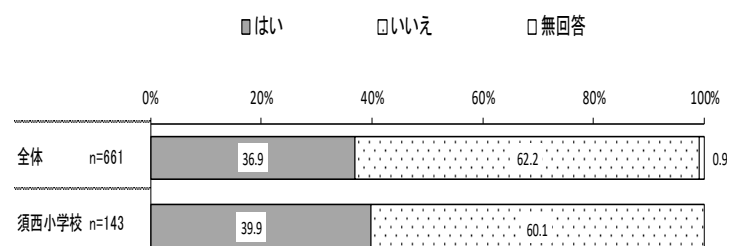
■ 近所つきあい（日頃から助け合っている）



■ ボランティア参加状況



■ 民生委員、児童委員の認知度





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

新蟹江小学校区

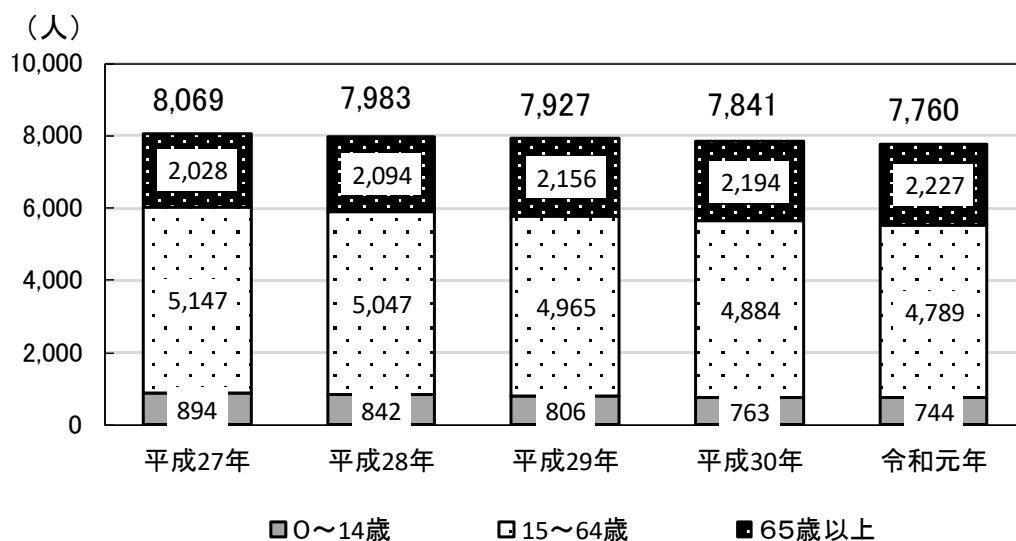


地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
7,760 人	3,572 世帯	9.6%	28.7%

- 地域の課題に向き合い、活動されている人が多い地域です。今後は、後継者を育成し、いかにして活動を発展させていくのかを考えていきたい。

人口の推移



- 学区の人口は、ほぼ横ばいです。年少人口（0～14歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）が増加しています。

地域の取り組み状況

- カフェ哲やろうかい！
- 富吉健康サロンの会
- 西大海用健康サロン「まめにいこう」の会
- 東大海用ふれあいサロン
- 友愛みなみ

住民参加型会議「地域福祉懇談会」の主な意見

We Love 蟹江～美しい心、美しい町～

- 子どもたちが安心して遊べる場所がほしい
- 防災訓練を具体的にやったほうがいいと思う

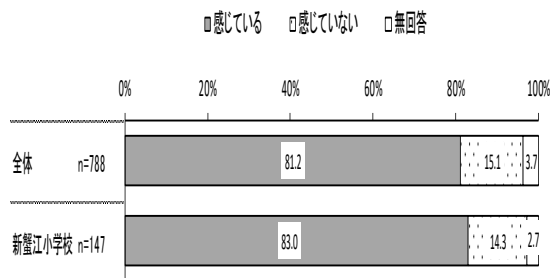
笑顔にあふれる笑顔の輪！

- 危ないなと思ったときに、助けを求めることができるとよい
- 近所に信頼できるおじいちゃん、おばあちゃんがいて、いつでも手伝ってくれるような関係があるとよい

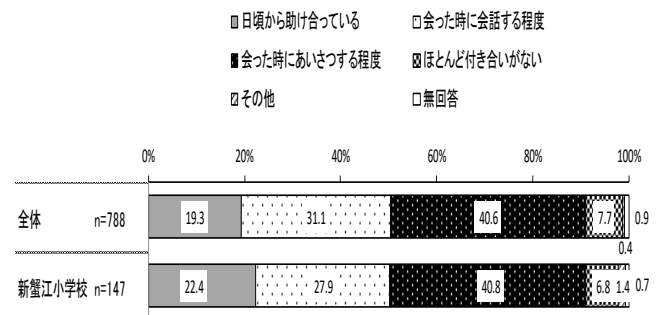
アンケート結果にみられる特徴

- アンケートでは、地域への愛着を感じている人、近所で日頃から助けあっている人、民生委員・児童委員を知っている人の割合が町全体の平均よりも高くなっています。

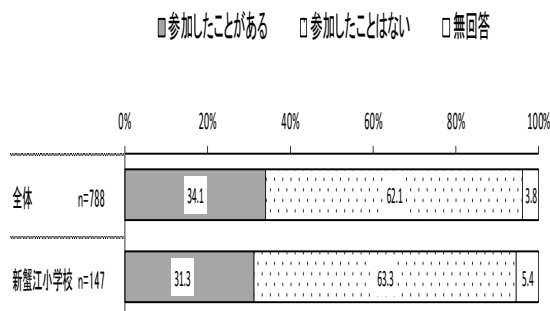
■ 地域への愛着



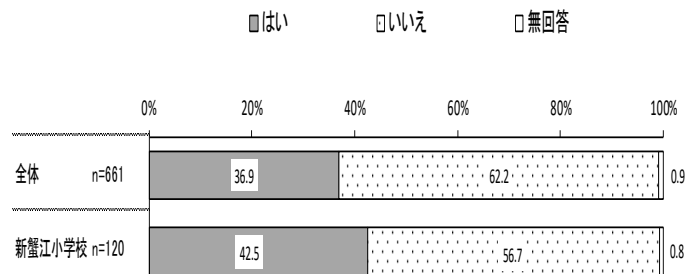
■ 近所つきあい（日頃から助け合っている）



■ ボランティア参加状況



■ 民生委員、児童委員の認知度





Ⅳ 地区別の地域福祉の現状

学戸小学校区

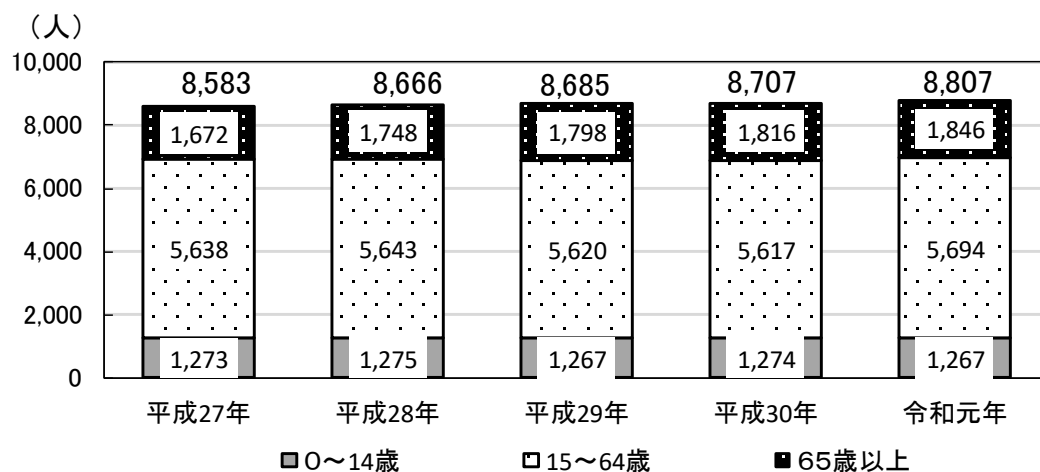


地区の概況

人口	世帯数	年少人口比率	高齢化率
8,807 人	3,739 世帯	14.4%	21.0%

- 年少人口比率が高く、若い世代が多い地域です。今後は、つどいの場の充実や住民どうしの声かけなど、コミュニケーションを積極的にとっていきたい。

人口の推移



- 学区の人口は、やや増加しています。特に、高齢者人口（65歳以上）が増加しており、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいです。

地域の取り組み状況

- オレンジカフェ「みちくさ」
- かにまるカフェ
- 川西健康づくりクラブ
- 平安サロン

住民参加型会議「地域福祉懇談会」の主な意見

今でしょ！！

- リーダーづくり、責任者づくり
- 高齢者が参加しやすい雰囲気にする

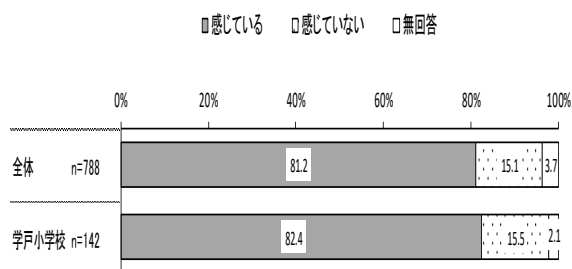
安心安全みんなでつくる住みよい町、蟹江

- まずは顔見知りになる
- ボランティアの育成・参加

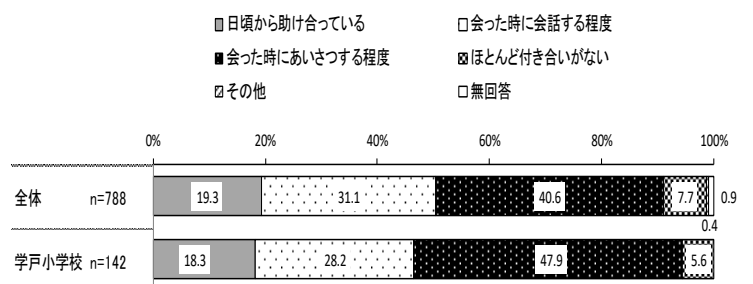
アンケート結果にみられる特徴

- アンケートでは、地域への愛着を感じている人の割合は町の平均を若干上回っていますが、他は平均以下となっています。

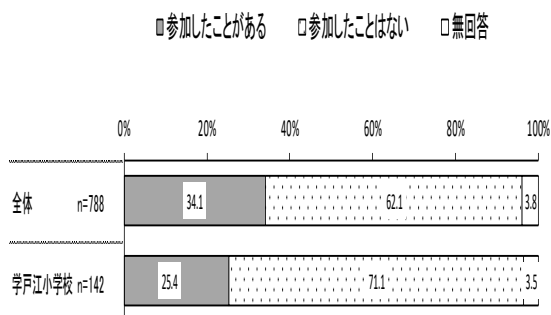
■ 地域への愛着



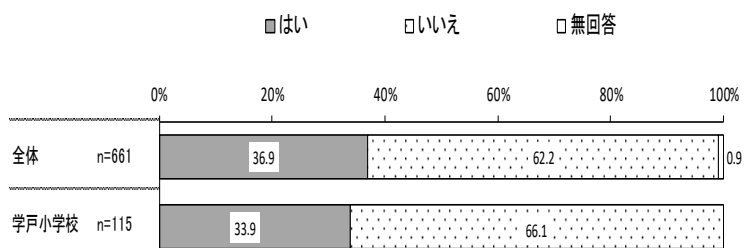
■ 近所つきあい（日頃から助け合っている）



■ ボランティア参加状況



■ 民生委員、児童委員の認知度





V 計画の推進





V 計画の推進

1 計画の周知・啓発



地域福祉計画・地域福祉活動計画は、町や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人々が主体となって推進していく計画です。このため、本計画の理念や目標をはじめ、町民自身・地域・社会福祉協議会・町の取り組み指針を周知して計画を推進します。広報紙やホームページ等を通じて本計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。



V 計画の推進

2 計画の推進と評価



計画の推進にあたっては、町と社協との情報交換を定期的に行い、両者の連携を強化します。同時に、関連計画を策定している関係部局とも連携を図りながら、進捗状況の確認と評価を行います。

また、本計画は、総合計画における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画としての性格を持ちます。そのため、関連計画の推進や見直しにあたっては、地域福祉の推進が効果的に展開されるよう整合を図ります。



資料編





1 第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱



(設置)

第1条 地域住民、地域団体等との協働により蟹江町における総合的な地域福祉の推進を図るための第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|--------------------|----|
| (1) 住民代表 | 1人 |
| (2) 町議会の代表 | 1人 |
| (3) 民生委員児童委員協議会の代表 | 1人 |
| (4) 社会福祉団体の代表 | 2人 |
| (5) 各種団体の代表 | 2人 |
| (6) ボランティア団体の代表 | 2人 |
| (7) 関係行政機関の職員 | 1人 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から平成32年3月31日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要と認める場合は、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部住民課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、公表の日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に行われる委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

3 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。



2 第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員名簿



任期：平成30年10月17日から令和2年3月31日まで

	氏 名	選出区分	選出役職名	備考
委員長	飯 田 數 義	社会福祉団体の代表	社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会会長	
副委員長	谷 中 ひさ子	民生委員児童委員協議会の代表	蟹江町民生委員児童委員協議会会長	
委員	佐 藤 茂	町議会の代表	蟹江町議会総務民生常任委員会委員長	令和元年 6月9日まで
	吉 田 正 昭	町議会の代表	蟹江町議会総務民生常任委員会委員長	令和元年 6月10日から
委員	伊 藤 満	住民の代表	嘱託員会会長	令和元年 6月9日まで
	濱 田 憲 司	住民の代表	嘱託員会会長	令和元年 6月10日から
委員	大 笹 秋 夫	社会福祉団体の代表	蟹江町身体障害者福祉会会長	
委員	加 藤 勝 博	各種団体の代表	長寿会連合会会長	
委員	安 井 朝 夫		人権擁護委員	
委員	山 口 道 子	ボランティア団体の代表	かにえボランティアサークル会長	
委員	高 阪 美 帆		にこにこママネットワーク代表	
委員	寺 西 孝	関係行政機関の職員	町民生部長	



3

蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動 計画策定部会設置要綱



(設置)

第1条 蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定にあたり必要な事項や施策の検討及び推進を図るため、蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 計画内容の検討及び計画案の作成に関すること。
- (2) 計画策定に係る調査、研究等に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

2 部会長は民生部住民課長をもって充てる。

3 部会員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 別表に掲げる関係各課及び関係機関の担当職員
- (2) その他部会長が指名する者

(会議)

第4条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要があると認めるときは、部会の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、民生部住民課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

部会長	住民課長
部会員	住民課
〃	政策推進課
〃	介護支援課
〃	保険医療課
〃	子ども課
〃	健康推進課
〃	蟹江町社会福祉協議会
〃	蟹江町社会福祉協議会
〃	蟹江町社会福祉協議会
〃	蟹江町社会福祉協議会



4 計画の策定経緯



時期	策定プロセス
平成 30 (2018) 年 10 月 17 日	○第 1 回第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
11 月	○住民アンケート調査の実施 調査期間 11 月 8 日～11 月 26 日
平成 31 (2019) 年 1 月 29 日	○第 2 回第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
令和元 (2019) 年 6 月 10 日	○第 3 回第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
6 月 10 日	○第 1 回蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会
6 月	○団体アンケート調査の実施 調査期間 6 月 17 日～7 月 5 日
7 月 2 日	○第 2 回蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会
7 月 17 日	○住民参加型会議「地域福祉懇談会」(第 1 回)
7 月 31 日	○住民参加型会議「地域福祉懇談会」(第 2 回)
9 月 10 日	○第 3 回蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会
9 月 10 日	○団体ヒアリング調査 3 団体に対し実施
11 月 8 日	○第 4 回第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
令和 2 (2020) 年 1 月 16 日	○第 5 回第 2 次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
1 月	○パブリックコメント 期間 1 月 22 日～2 月 20 日
2 月 19 日	○第 4 回蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会



5 地域福祉懇談会での意見



【地域福祉懇談会のプログラム（概要）】

第1回プログラム

私のまちの福祉の“将来のゆめ”を考えよう！

- 私のまち（私の地域）の福祉が、将来どのようなになっていることを望むのか、理想を言葉に表してみましよう！
- 事前に用意した写真を使って「4コマのストーリー」を作り、「タイトル」をつけます。（ビジョンゲーム）
- みなさんの夢を、自由に表現してみてください。

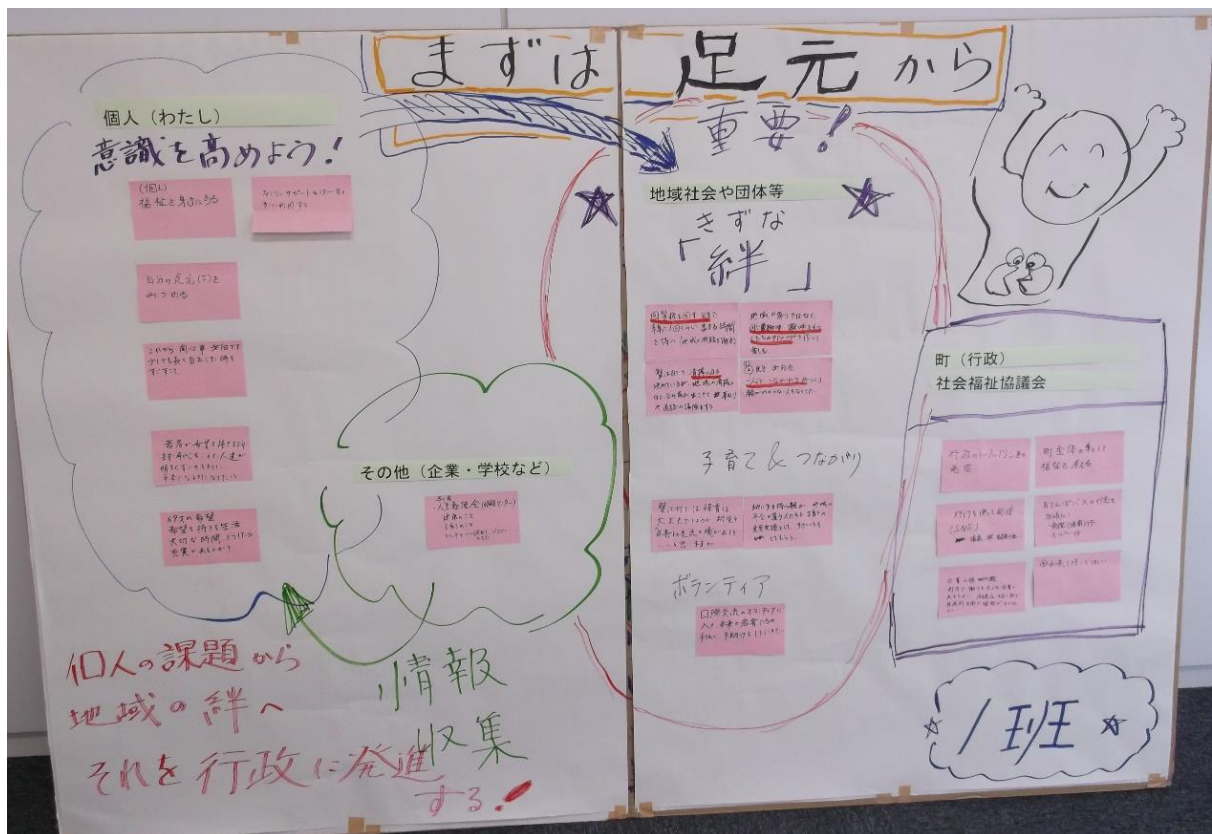


第2回プログラム

“将来の夢”を実現する施策を考えよう！

- 第1回でまとめた「将来のゆめ」を実現するための行動や、課題の解決のためにできることを考えよう！
- 私にできること、地域の皆でできること、町や社協に期待することなどを分けて考えてみてください。

【グループ①：蟹江】まずは足元から！個人の課題から地域の絆へそれを行政に発信する！

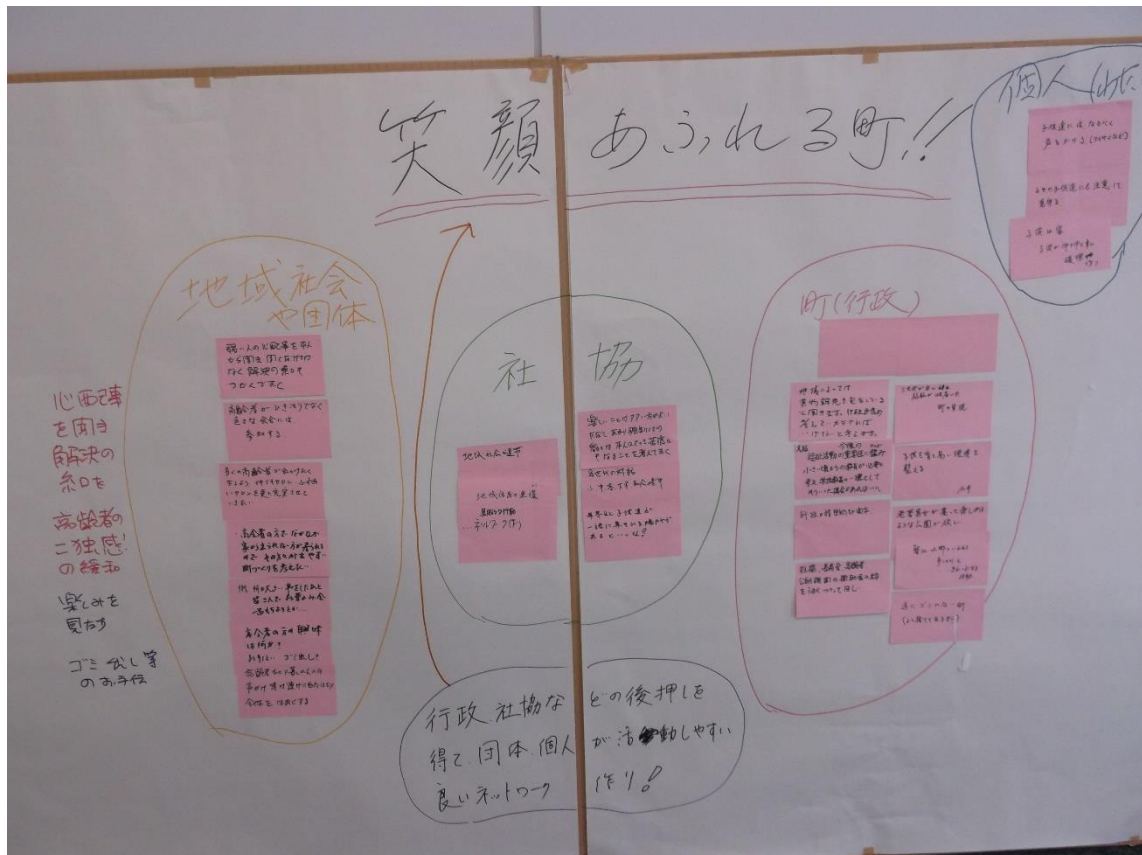


【グループ②：蟹江】★新生！かにえの福祉！！

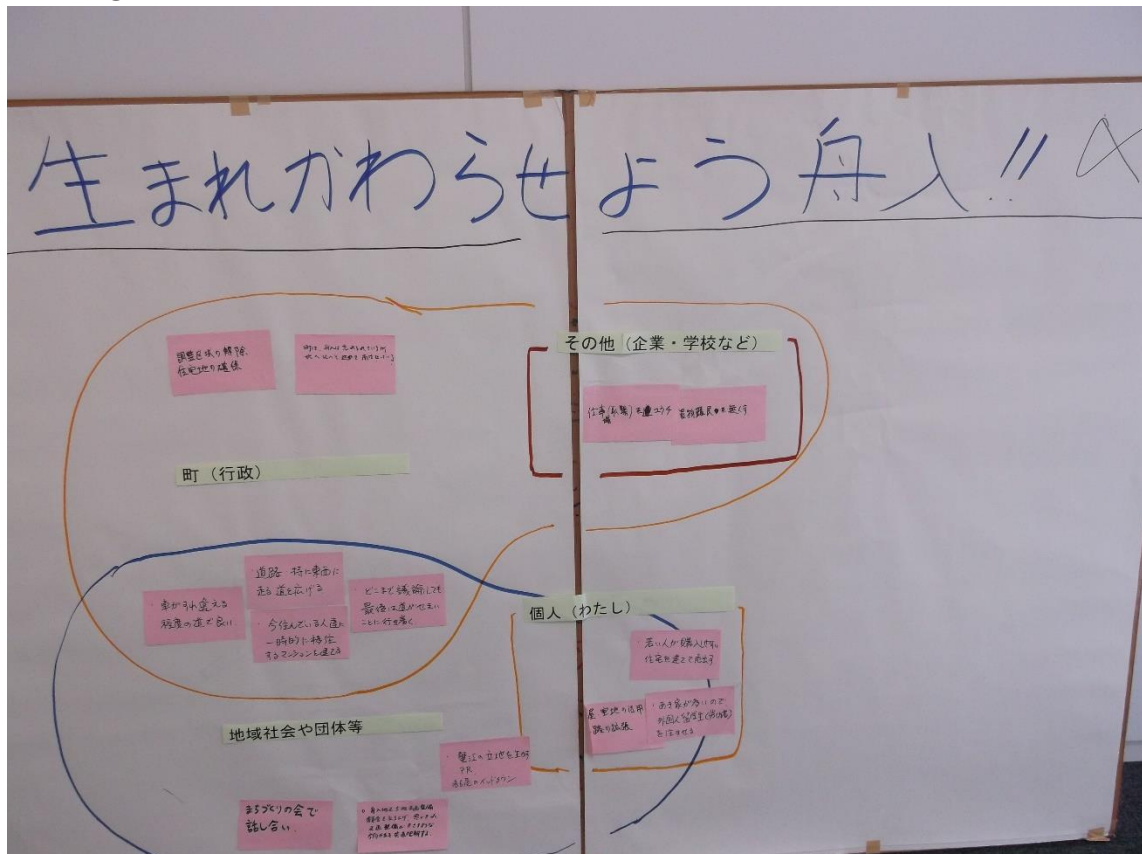


【グループ③：蟹江】笑顔あふれる町！！

行政、社協などの後押しを得て、団体・個人が活動しやすい良いネットワーク作り！



【グループ④：舟入】生まれかわらせよう舟入！！



【グループ⑤：須西】地域をファミリーと考えよう



【グループ⑥：須西】みんなでつくるまちづくり



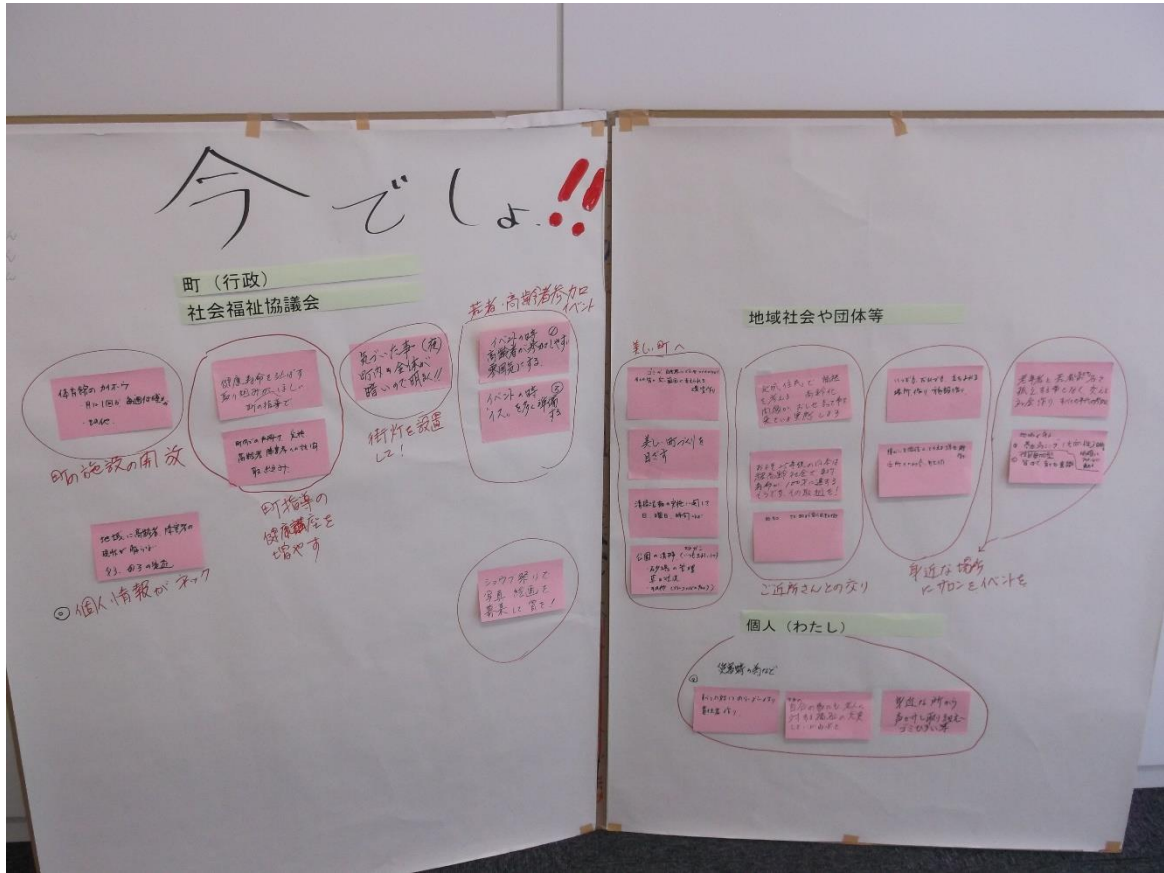
【グループ⑦：新蟹江】We Love 蟹江～美しい心、美しい町～



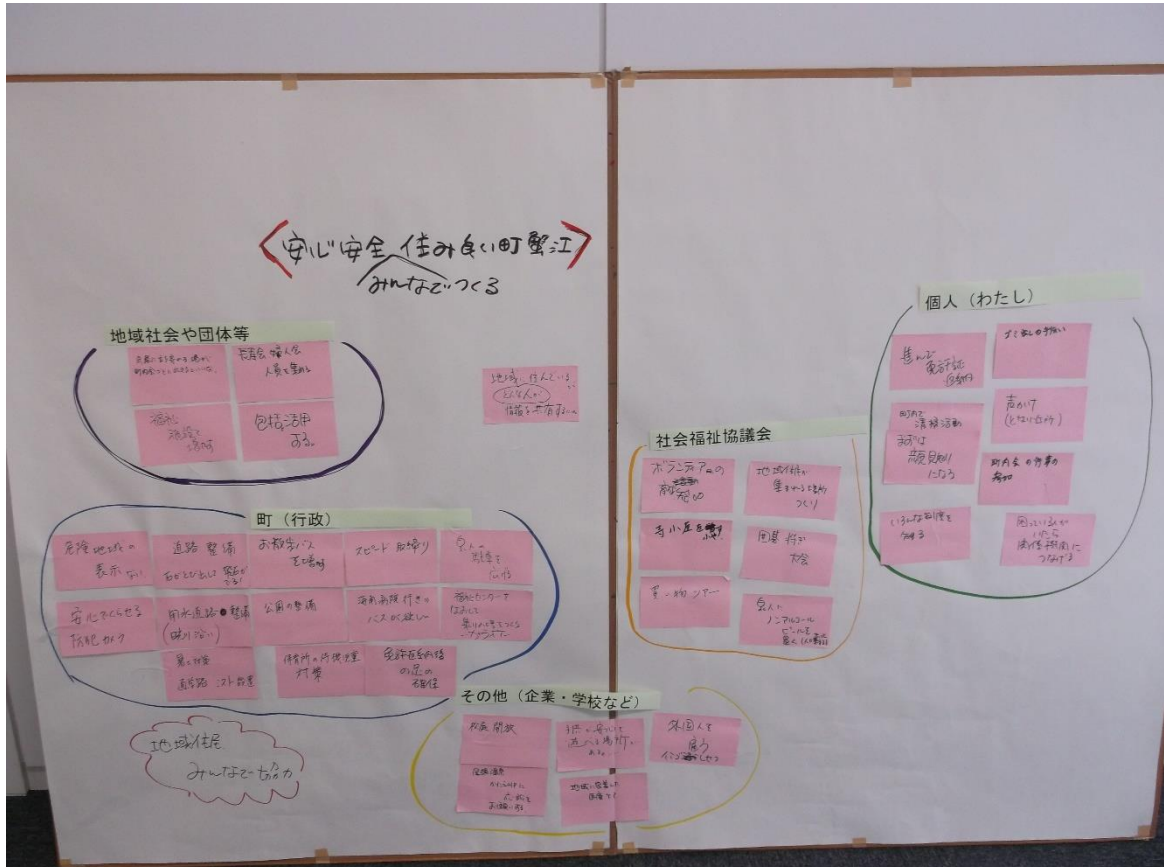
【グループ⑧：新蟹江】笑顔にあふれる笑顔の輪！



【グループ⑨：学戸】今でしょ！！



【グループ⑩：学戸】 安心安全みんなでつくる住み良い町蟹江



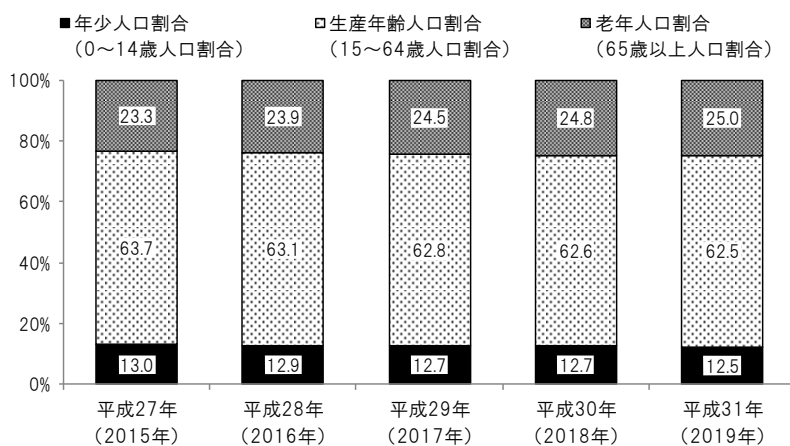
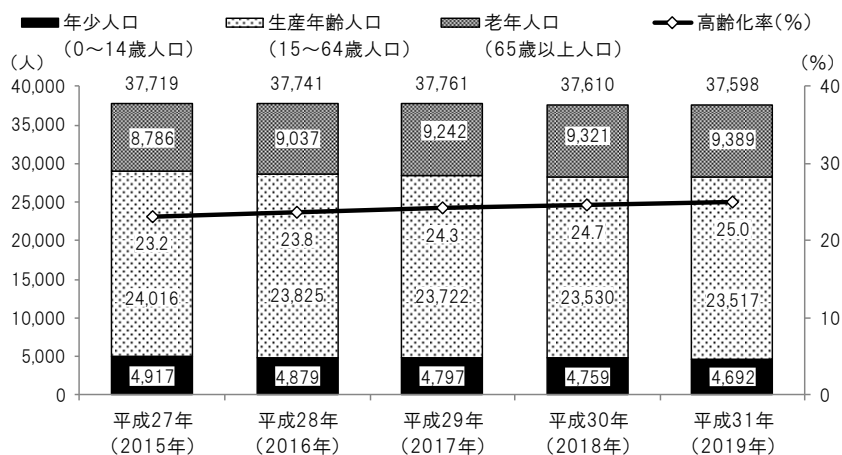


6 蟹江町の人口等



人口の推移

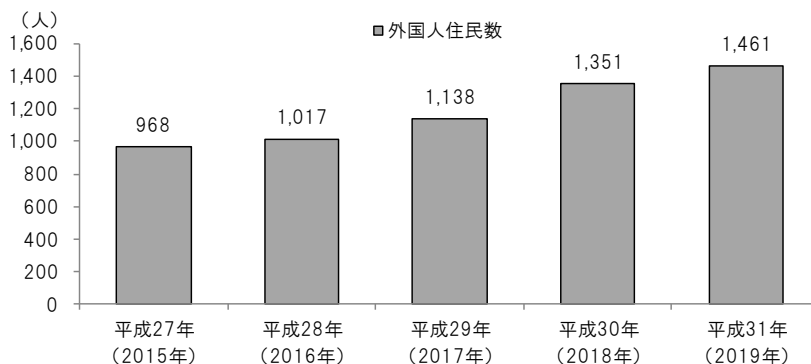
総人口は3万7千人台で推移しています。人口割合は年少人口が減少傾向にあり、老年人口が増加傾向にあります。



資料：住民課（各年4月1日現在）

外国人人口の推移

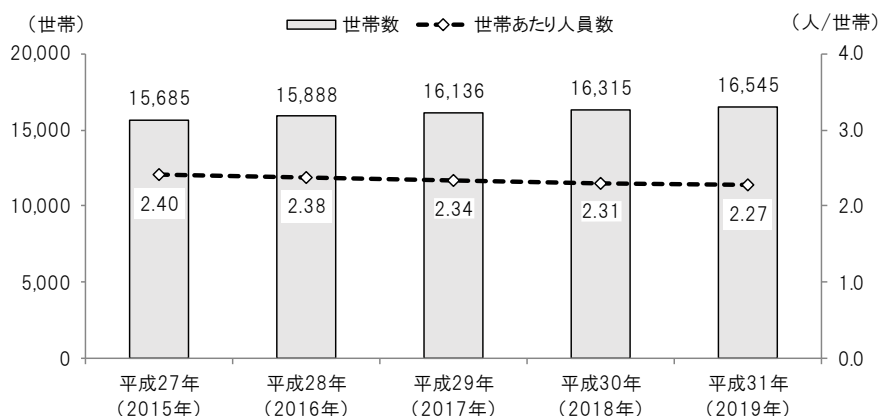
外国人人口は増加傾向にあり、平成31年は1,461人となっています。



資料：住民課（各年1月1日現在）

世帯数の推移

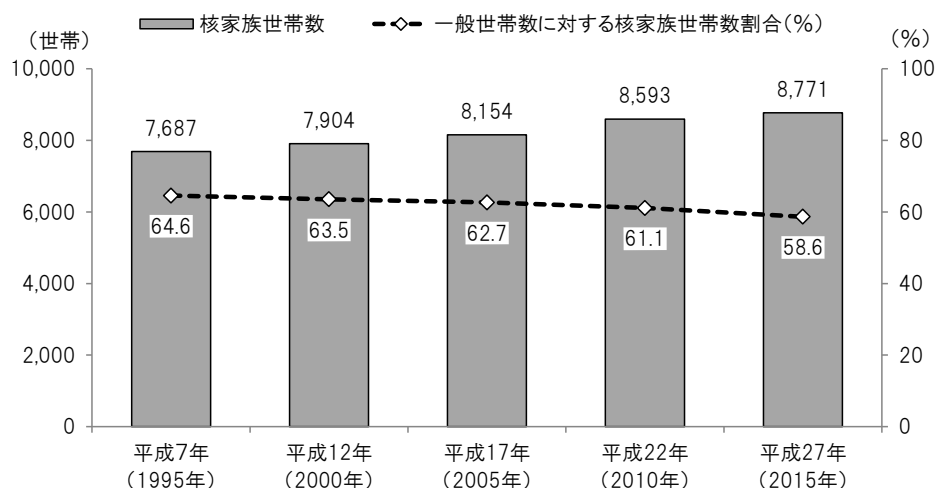
世帯数は増加傾向にあり、世帯あたりの人員数は減少傾向にあります。



資料：住民課（各年4月1日現在）

核家族世帯の状況

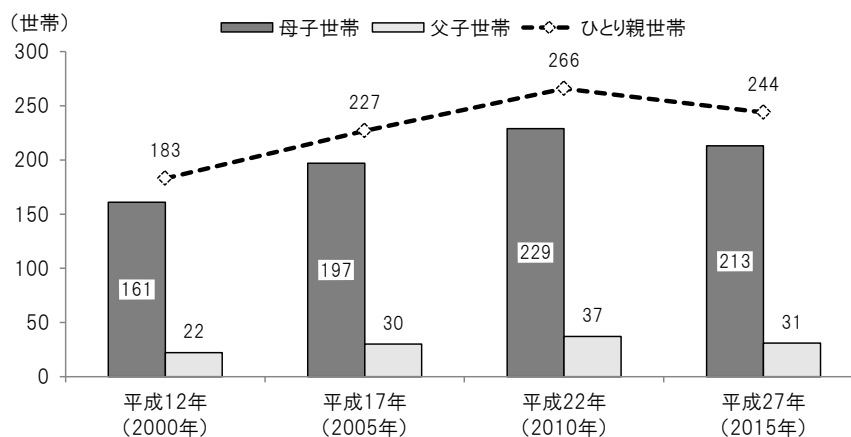
核家族世帯数は増加傾向にあり、一般世帯に対する核家族世帯割合は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

ひとり親世帯の状況

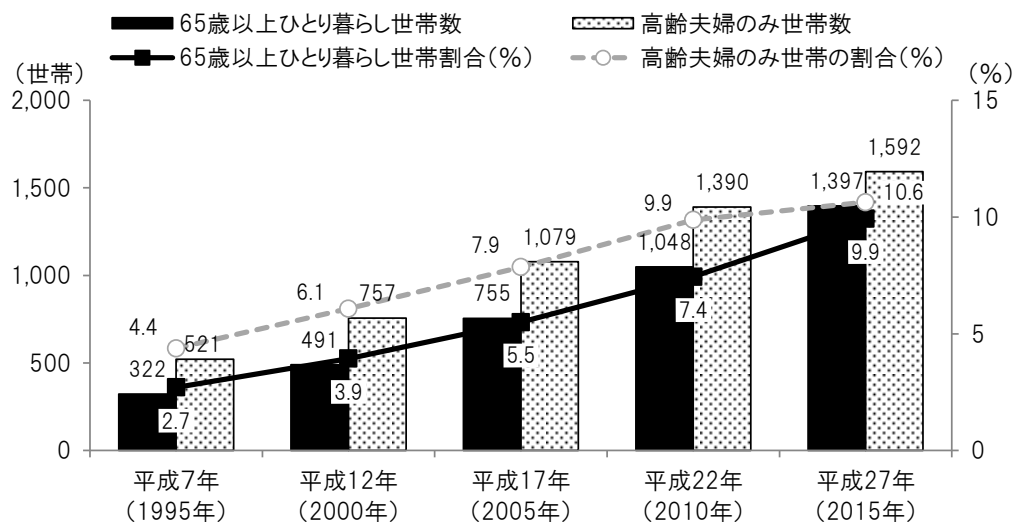
ひとり親世帯は、平成27年では244世帯となっています。



資料：国勢調査

高齢者世帯の状況

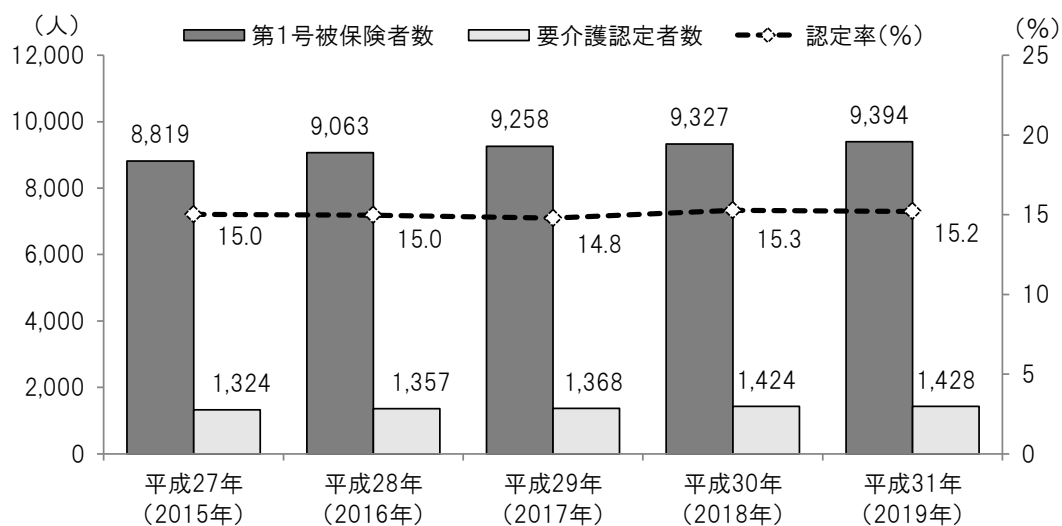
65歳以上ひとり暮らし世帯、高齢夫婦のみの世帯は、世帯数、世帯割合ともに増加傾向にあります。



資料：国勢調査

要介護等認定者数の推移

第1号被保険者数は増加傾向にあり、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、認定率は15%前後で推移しています。



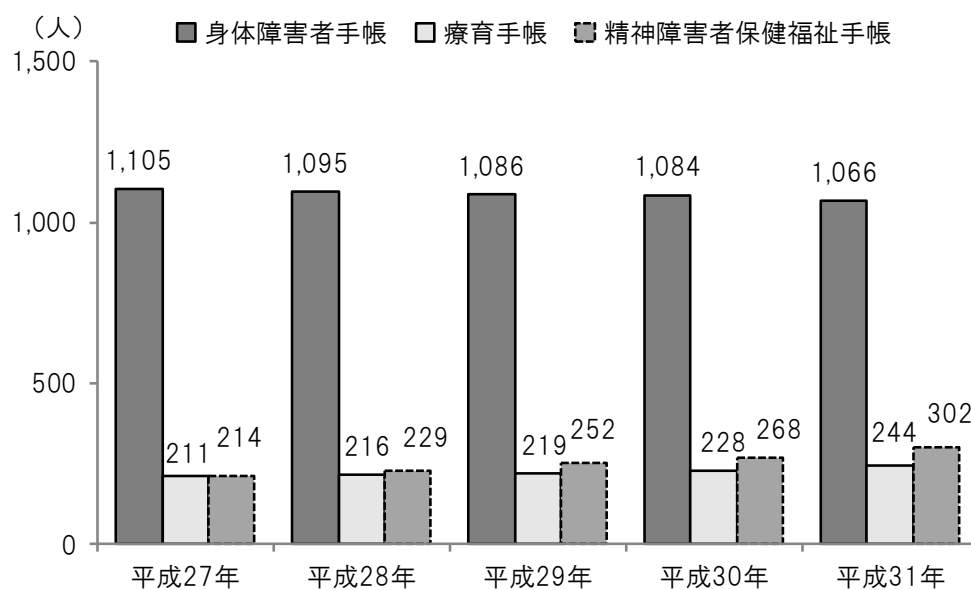
資料：介護保険事業状況報告（各年3月末現在）

障害者手帳交付者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成27年の1,105人から平成31年の1,066人へとやや減少しています。

療育手帳所持者数は、211人（平成27年）から244人（平成31年）へとやや増加しています。

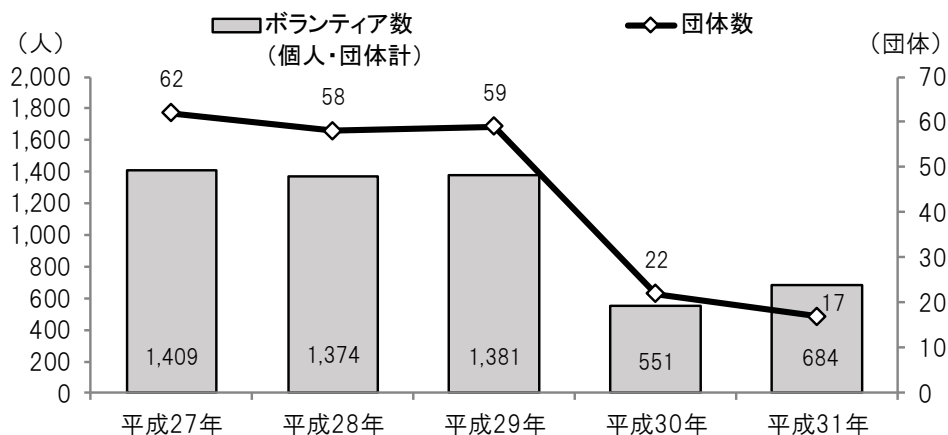
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、214人（平成27年）から302人（平成31年）へと増加しています。



資料：蟹江町（各年4月1日現在）

ボランティアの状況

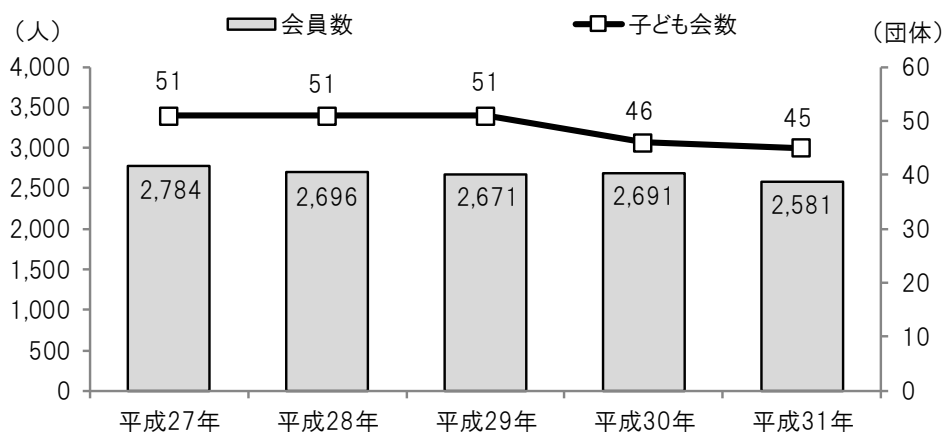
蟹江町社会福祉協議会に登録のあるボランティア数は、平成31年では個人・団体あわせて684人、団体数は17団体となっています。



資料：蟹江町社会福祉協議会

子ども会の状況

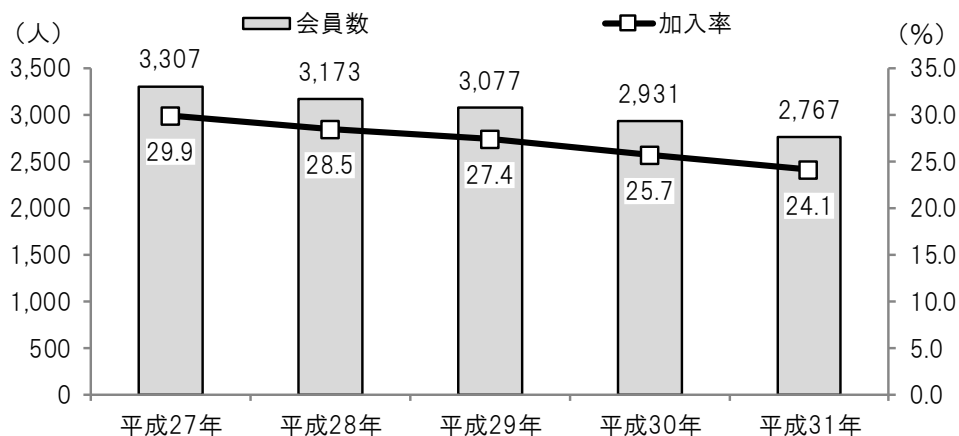
平成31年の子ども会数は45団体、会員数は2,581人となっています。



資料：蟹江町社会福祉協議会

老人クラブの状況

平成31年の老人クラブの会員数は2,767人、加入率は24.1%となっています。



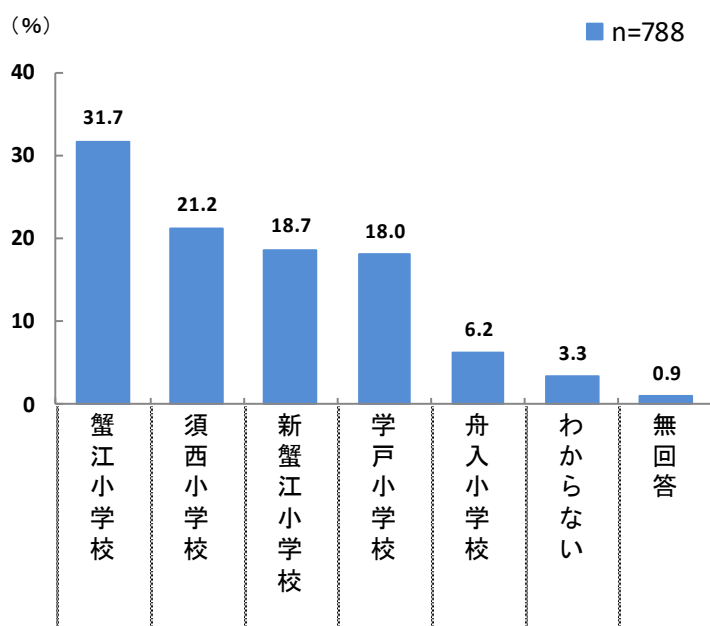
資料：蟹江町社会福祉協議会



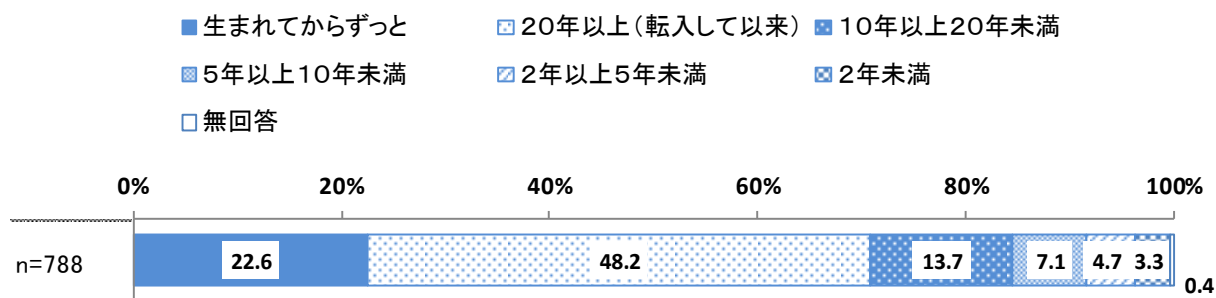
7 住民アンケート調査結果（抜粋）



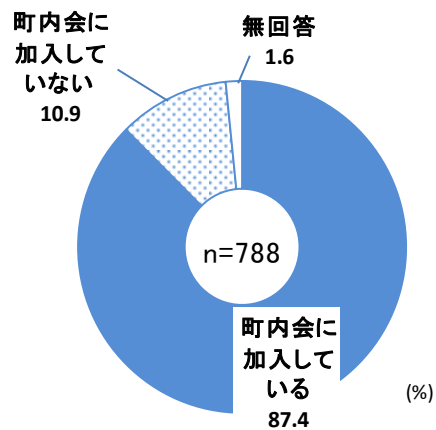
住んでいる小学校区：「蟹江小学校区」が最も多い



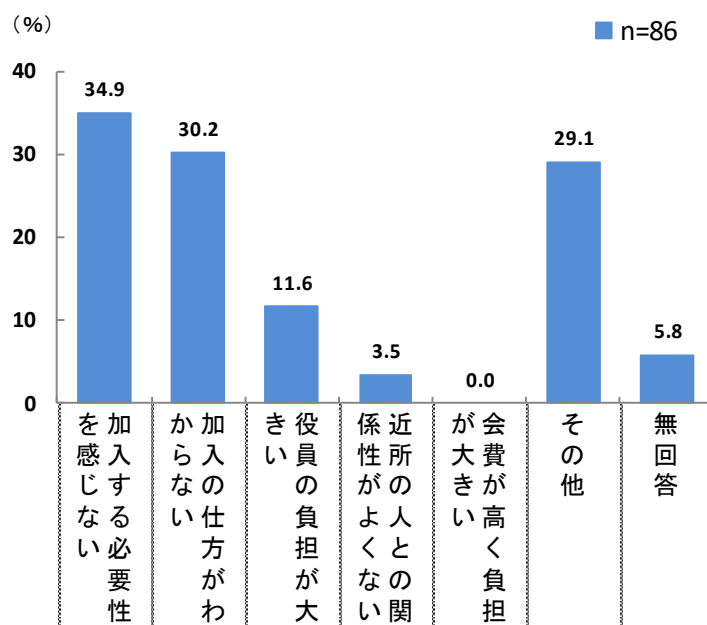
居住年数：「20 年以上（転入して以来）」が5 割弱



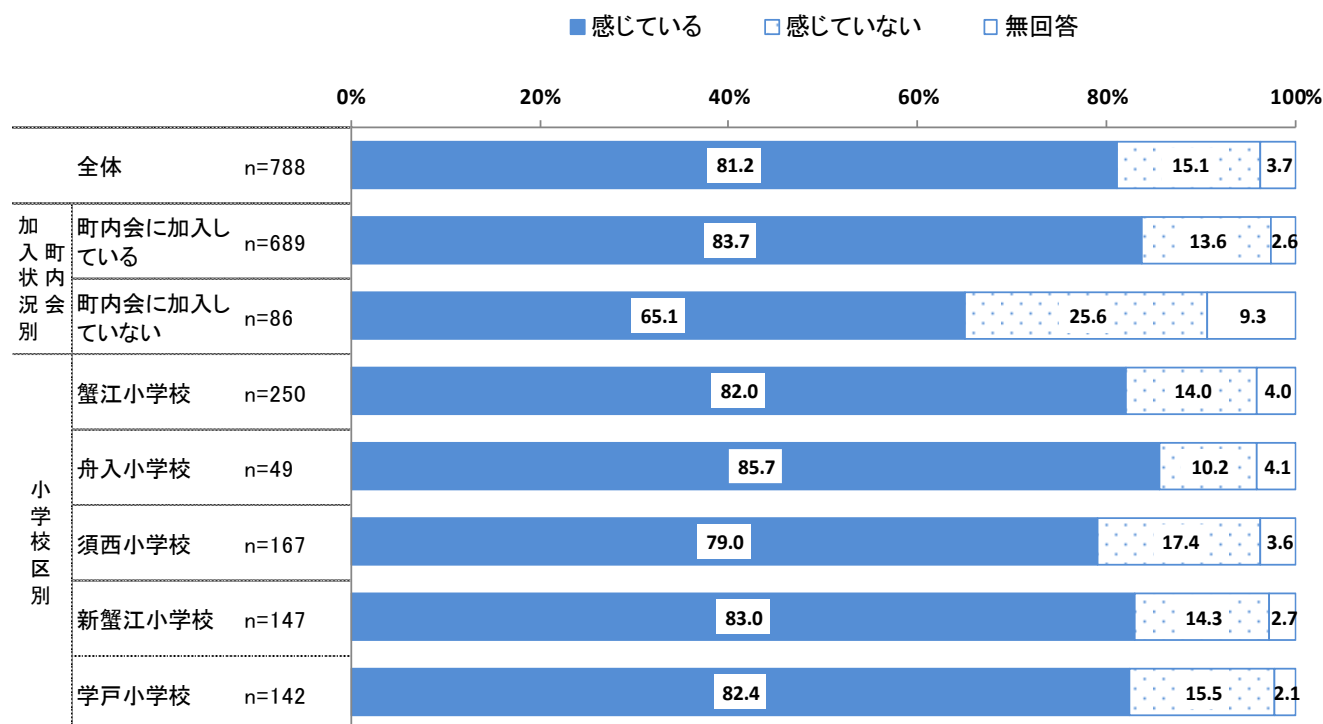
町内会への加入：「町内会に加入している」が9割弱



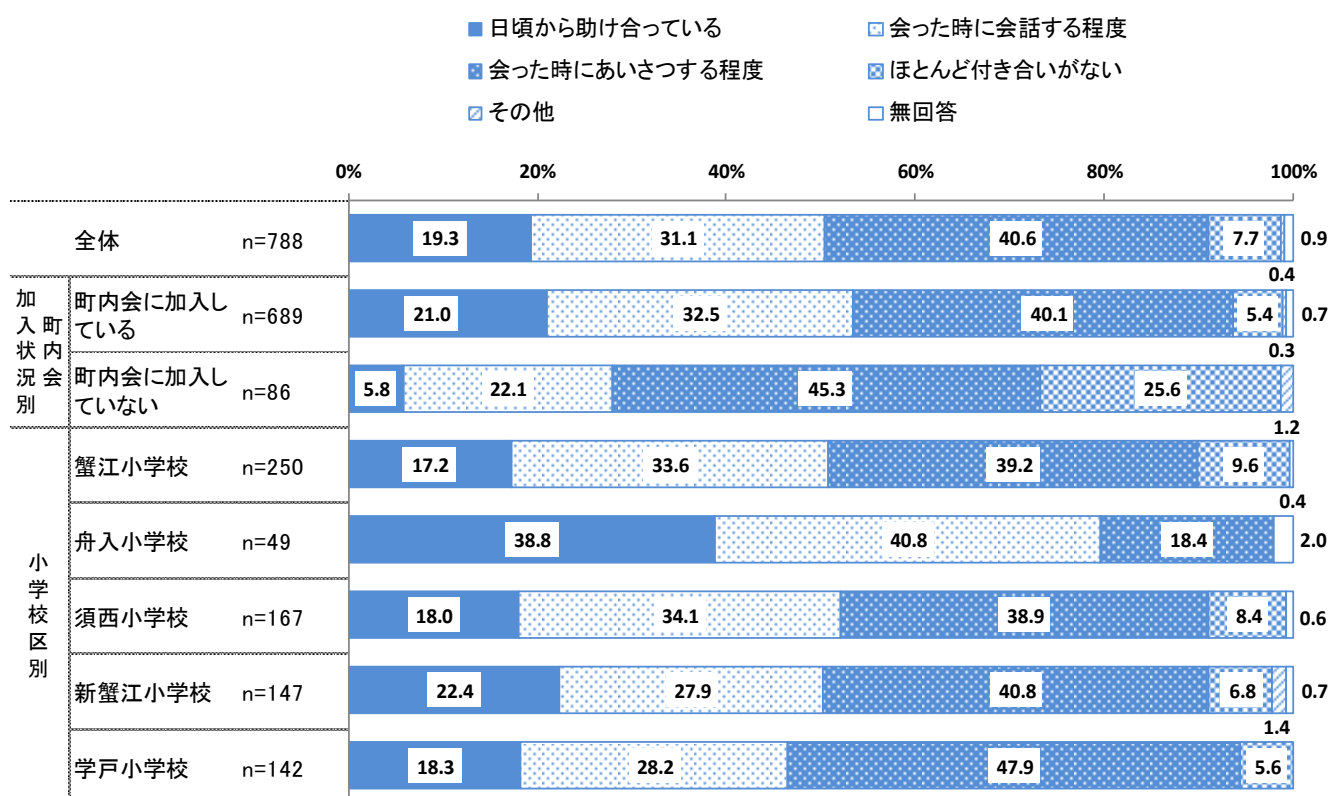
町内会に加入していない理由：「加入する必要性を感じない」が最も多い



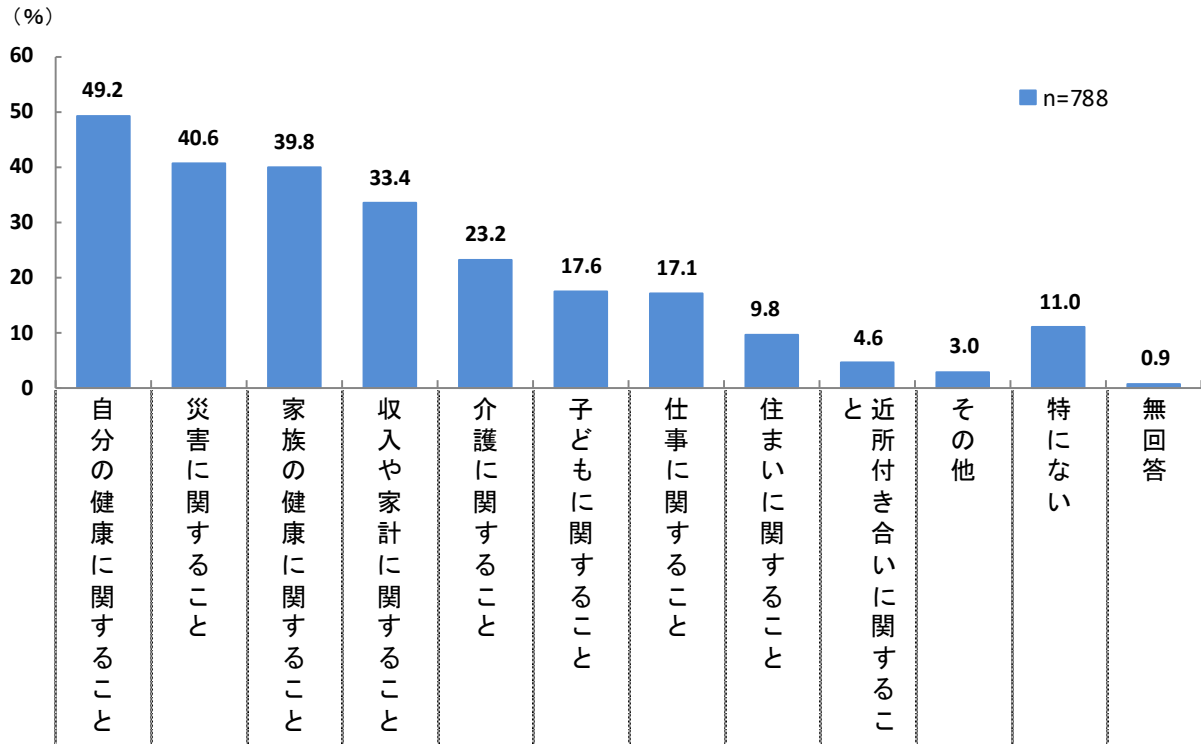
地域への愛着：「感じている」が約8割



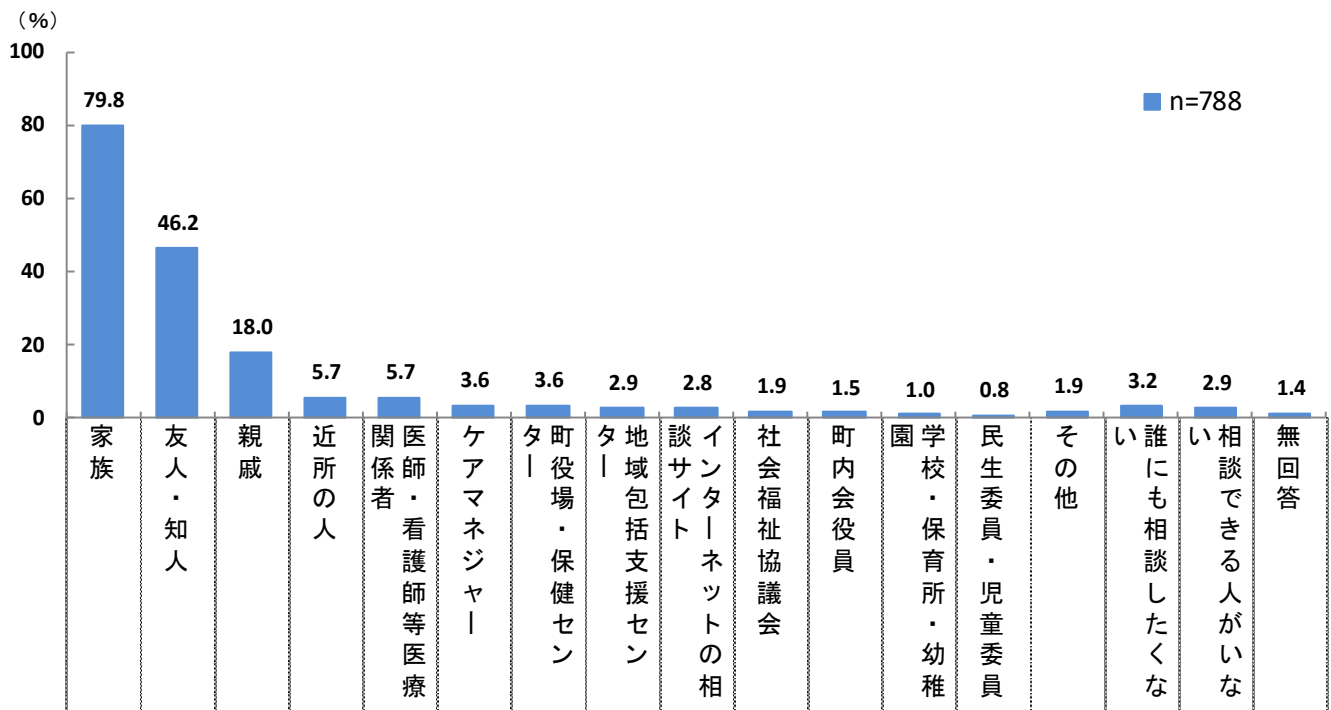
近所付き合い：「会った時にあいさつする程度」が約4割で最も多い



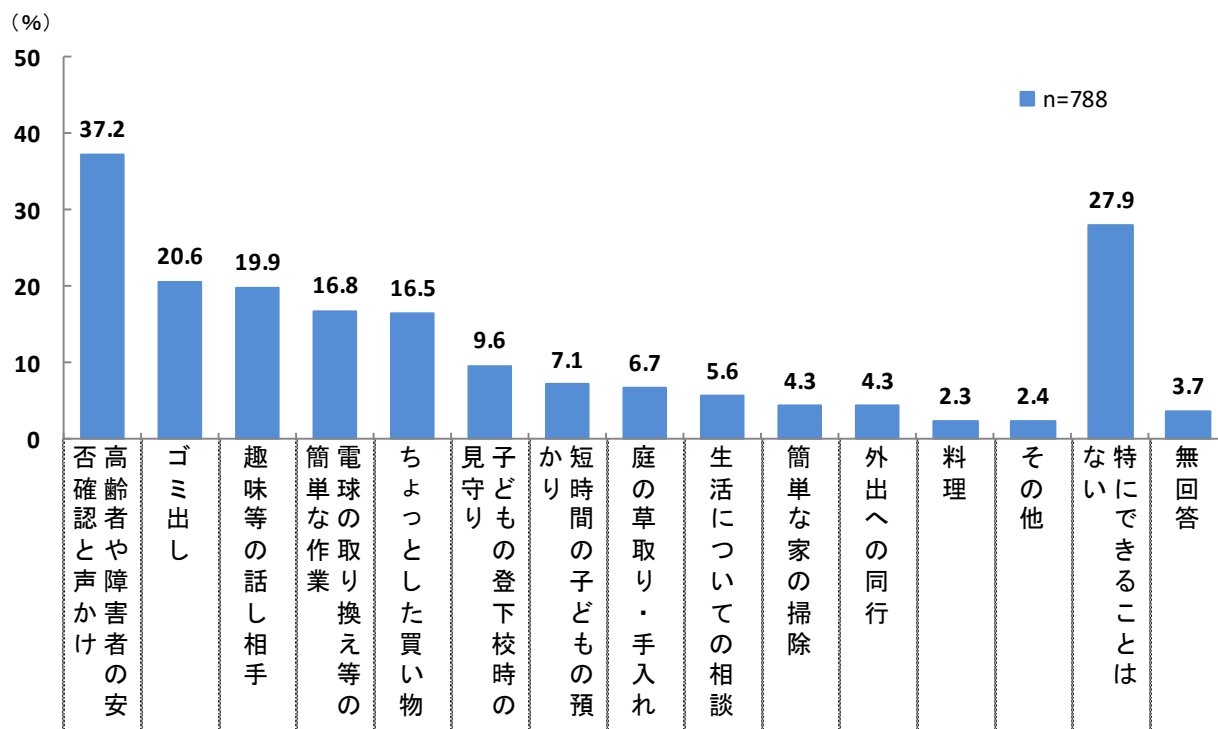
不安・困りごと：「自分の健康に関すること」が最も多い



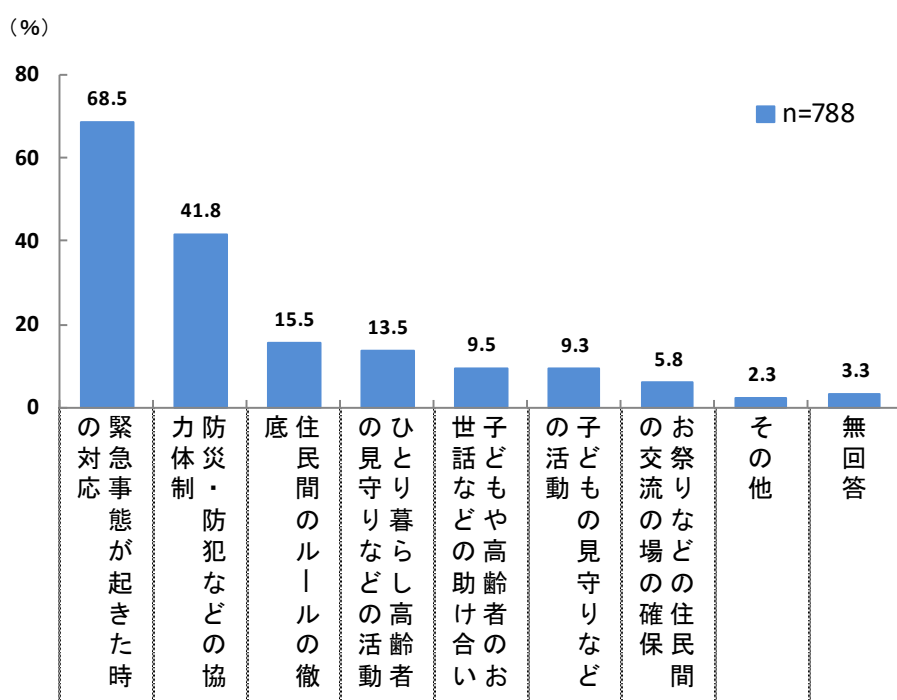
相談相手：「家族」が約8割で最も多い



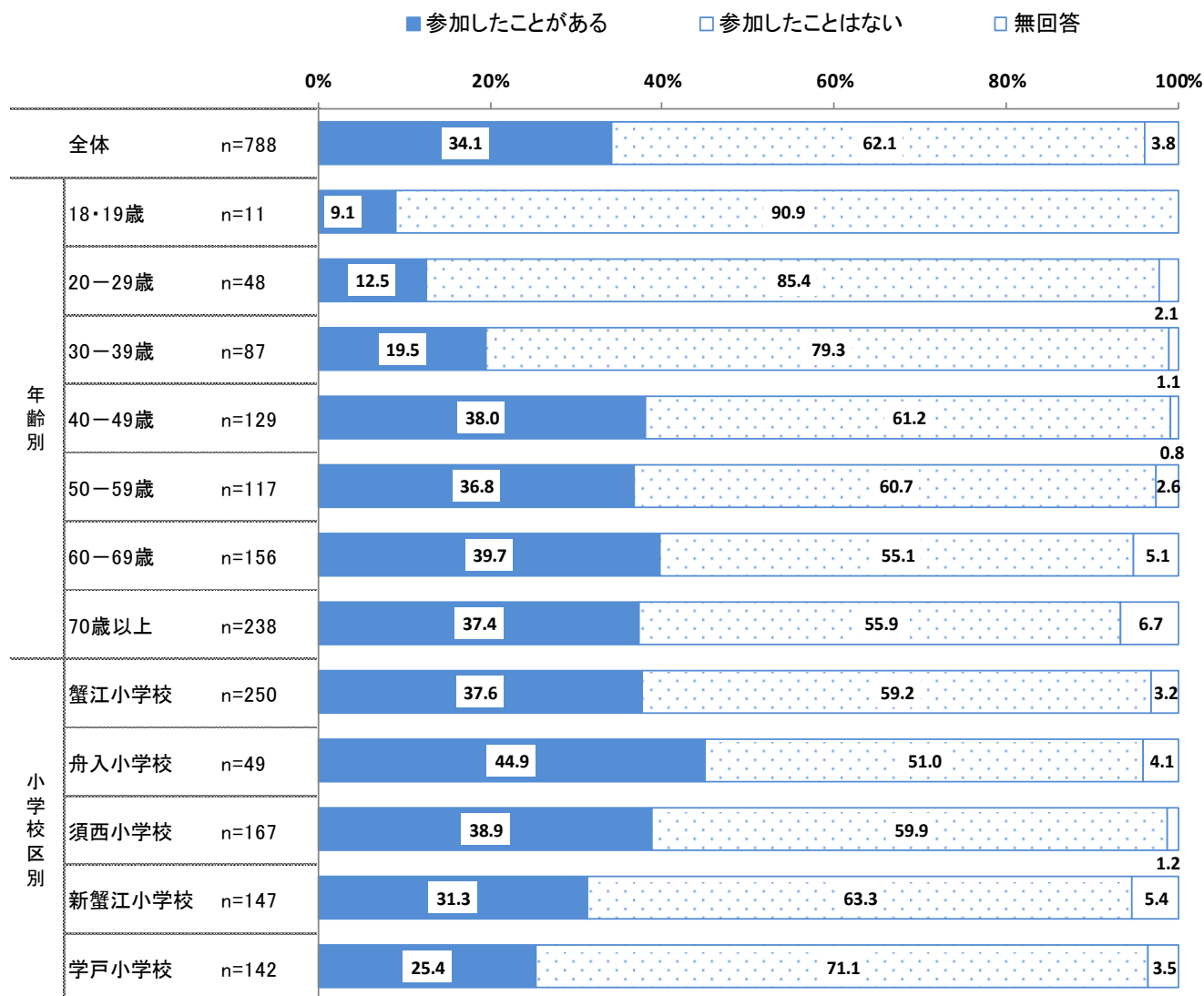
近所でしてあげられること：「高齢者や障害者の安否確認と声かけ」が最も多い



住みやすいまちづくりについて地域に期待すること：「緊急事態が起きた時の対応」が最も多い

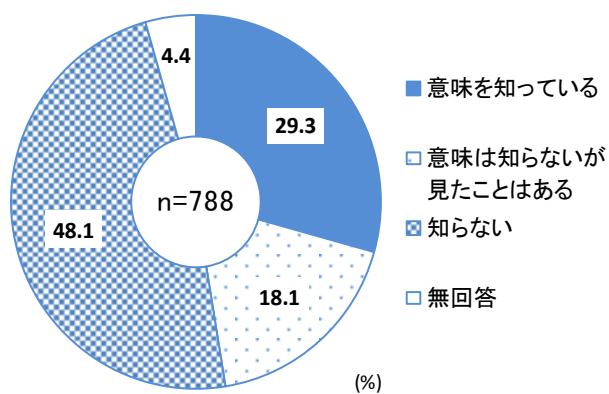


地域活動への参加状況：「参加したことはない」が約6割

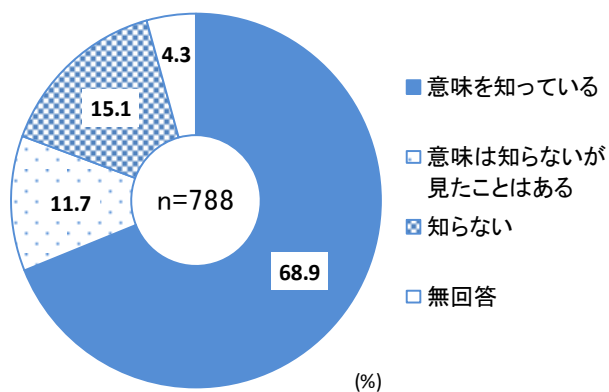


福祉に関するマークの認知度：「意味を知っている」はヘルプマークで約3割、マタニティマークで約7割、ハートプラスマークで約1割

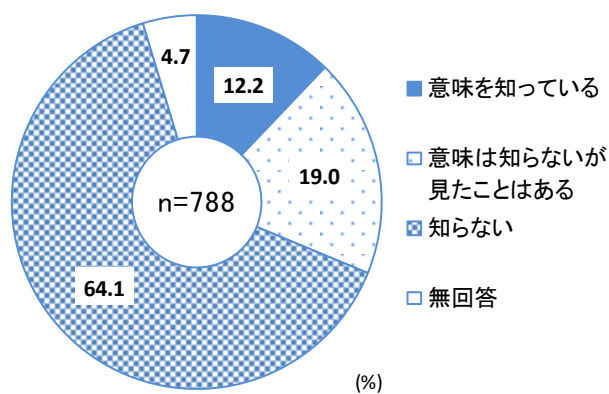
[ヘルプマーク]



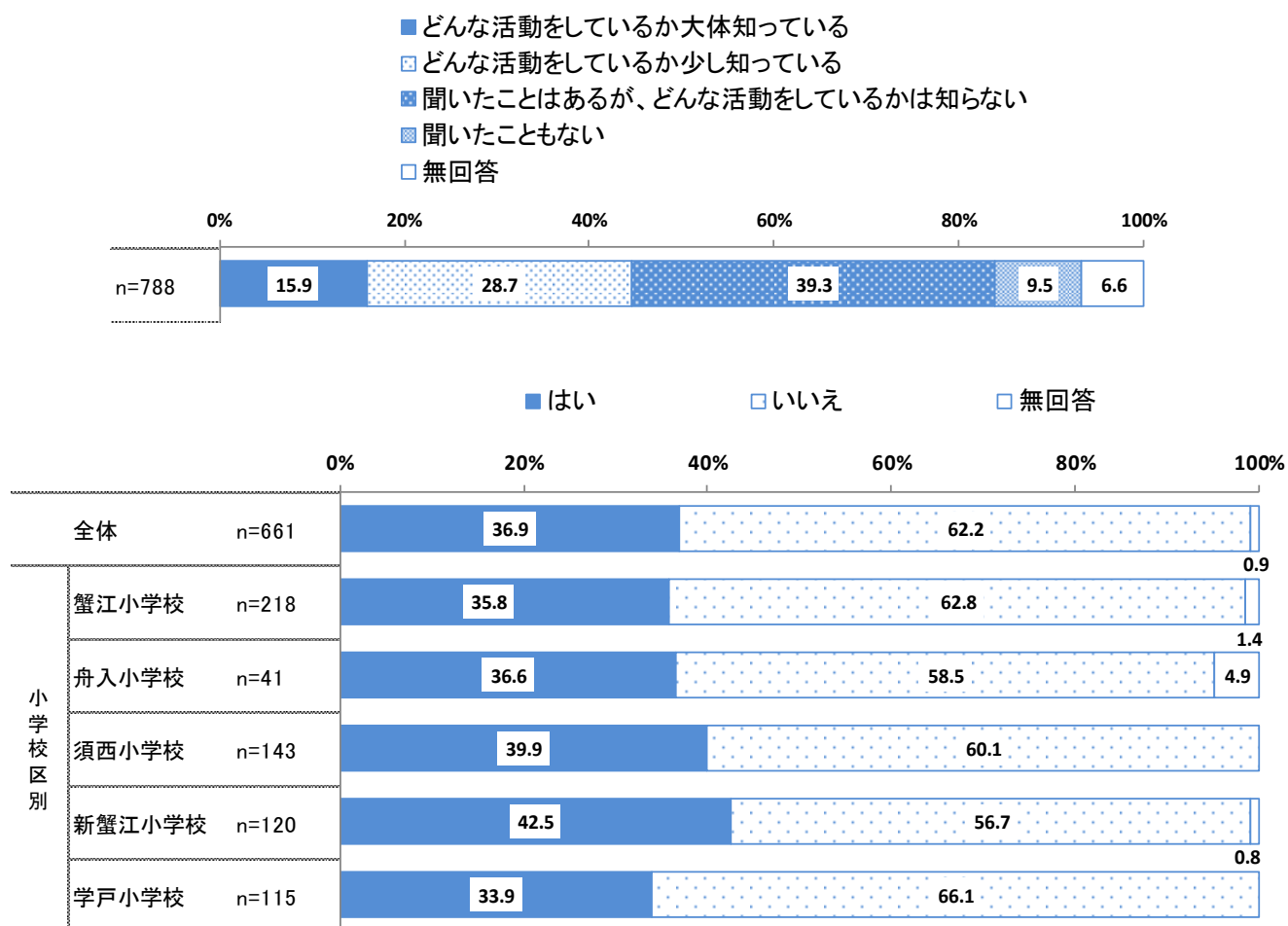
[マタニティマーク]



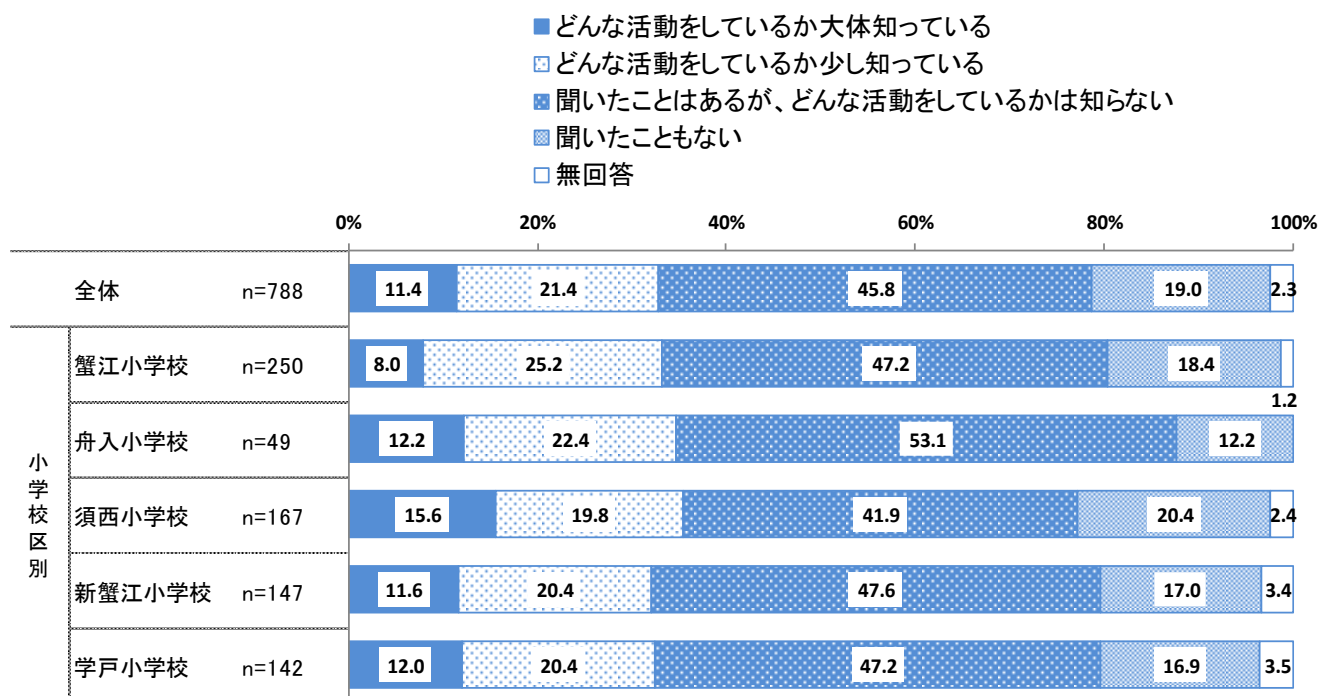
[ハートプラスマーク]



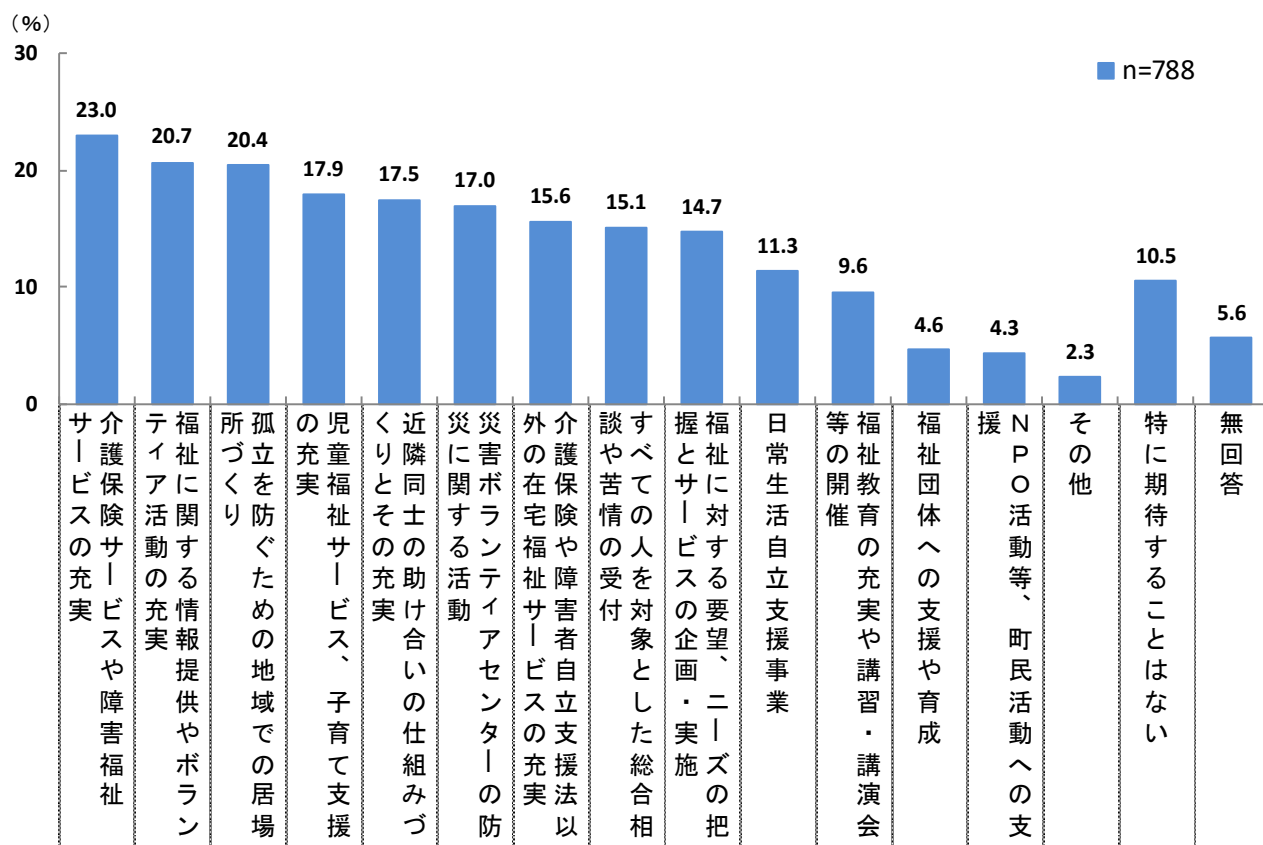
民生委員・児童委員の認知度：「聞いたことはあるが、どんな活動をしているかは知らない」が約４割



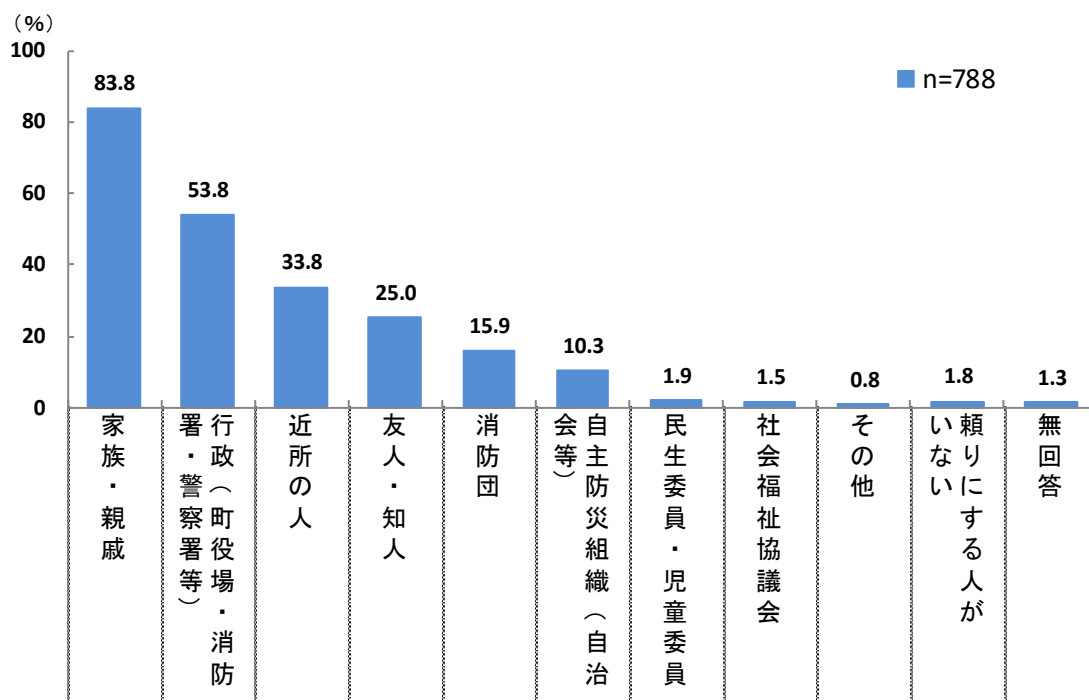
「蟹江町社会福祉協議会」の認知度：「聞いたことはあるがどんな活動をしているかは知らない」が4割以上



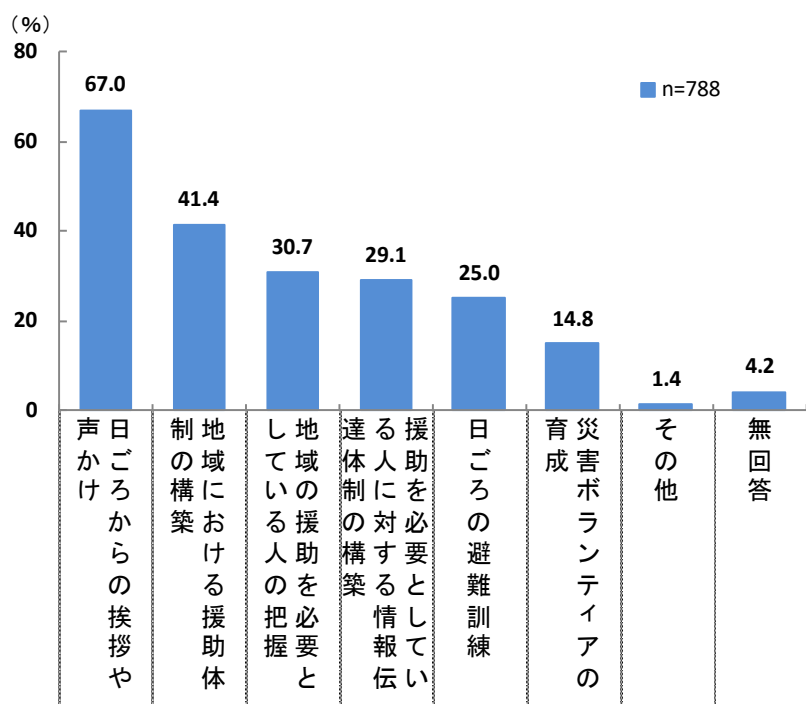
社会福祉協議会に期待すること：「介護保険サービスや障害福祉サービスの充実」が最も多い



災害時に頼りにする人：「家族・親戚」が最も多い



災害時に助け合うために必要なこと：「日ごろからの挨拶や声かけ」が最も多い





8 社会福祉法（抜粋）



第十章 地域福祉の推進

第一節 包括的な支援体制の整備

（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
 - 二 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業
 - 三 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号に掲げる事業
 - 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業
 - 五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業
- （包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第二節 地域福祉計画

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り

組むべき事項

- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第2次蟹江町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年度（2020）～令和7年度（2025）

発行日 令和2年3月

蟹江町 住民課

〒497-8601

愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地

TEL 0567 (95) 1111

社会福祉法人 蟹江町社会福祉協議会

〒497-0044

愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地3

TEL 0567 (96) 2940